

第 6 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

令和 7 年 3 月 14 日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第6回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

令和7年3月14日（金曜日）

午前9時58分開議

午後0時23分閉会

本日の会議に付した事件

議案第36号 令和7年度熊本県一般会計予算

議案第45号 令和7年度熊本県林業改善資金特別会計予算

議案第46号 令和7年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

議案第75号 熊本県林業研究・研修センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第76号 熊本県阿蘇みんなの森条例の一部を改正する条例の制定について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①「熊本県食料・農業・農村基本計画」、「熊本県森林・林業・木材産業基本計画」及び「熊本県水産基本計画」の改定について

②営農継続に向けた取組みについて

③新規就農者の状況について

令和6年度農林水産常任委員会における取組の成果について

出席委員（7人）

委員長 吉田 孝 平

副委員長 前田 敬 介

委員 前川 收

委員 岩中 伸 司

委員 緒方 勇 二

委員 亀田 英 雄

委員 斎藤 陽 子

欠席委員（1人）

増 永 慎一郎

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農林水産部

部 長 千 田 真 寿

政策審議監 磯 谷 重 和

食のみやこ推進局長 辻 井 翔 太

生産経営局長 徳 永 浩 美

農村振興局長 永 田 稔

森林局長 中 尾 倫 仁

水産局長 渡 辺 裕 倫

農林水産政策課長 藤 由 誠

団体支援課長 岩 野 洋 士

政策調整監 杉 谷 将 洋

流通アグリビジネス課長 林 田 慎 一

農業技術課長 上 村 法 光

農産園芸課長 山 本 剛 士

畜産課長 安 武 秀 貴

担い手支援課長 紙 屋 勝 良

農村計画課長 野 入 正 憲

農地整備課長 宮 川 和 幸

むらづくり課長 大 森 直 樹

技術管理課長 岩 田 長 起

森林整備課長 宮 脇 慈

林業振興課長 野 間 圭

森林保全課長 大 和 一 浩

水産振興課長 那 須 博 史

漁港漁場整備課長 谷 水 秀 行

農業研究センター所長 中 島 豪

事務局職員出席者

議事課主幹 宗 像 克 彦

政務調査課課長補佐 川 中 誠 一

午前9時58分開議

○吉田孝平委員長 ただいまから第6回農林水産常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

た。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

質疑については、執行部の説明終了後、一括して受けたいと思います。

執行部の説明は、効率よく進めるために、着席のまま簡潔に行ってください。

初めに、千田農林水産部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

千田農林水産部長。

○千田農林水産部長 おはようございます。

今定例会に提案しております議案の説明に先立ち、昨今の農林畜水産業を取り巻く情勢について御報告させていただきます。

本県では、昨年12月にくまもと新時代共創基本方針が策定され、その基本方針に基づき、食のみやこ熊本県の創造に向けて、稼げる農林畜水産業への取組を強力に推進することとしています。

また、国においては、昨年6月に公布されました食料・農業・農村基本法の基本理念である食料安全保障の確保や環境と調和の取れた食料システムの確立などの実現に向け、現在、農政の中長期的なビジョンとなる基本計画の改定が進められています。

農林水産部におきましては、これらと期を同じくして、農、林、水の各分野の基本計画の改定を進めています。3つの計画全てにおいて、食のみやこ熊本県の要となる担い手の確保・育成対策及び農林畜水産物のさらなる高付加価値化を主要な取組として位置づけるとともに、農業分野では改正基本法の趣旨を踏まえた食料安全保障などの取組を、林業分野では再造林への誘導や花粉の少ない苗木生産を、水産業分野では赤潮の対応を重点化した改定を進めております。

あわせて、日本の食を支える本県のポテンシャルを最大限に発揮できるよう、関係

者が一丸となって農林畜水産物の高付加価値化や販路拡大を推進していくための道しるべとなる食のみやこ熊本県創造推進ビジョンの策定も進めています。

いずれも本年6月頃の策定を目指しており、農林畜水産業のさらなる発展に向け取り組んでまいります。

続きまして、今回提案しております議案等の概要を説明させていただきます。後議分として、予算関係3件、条例等関係2件を提案しております。

令和7年度当初予算は、木村県政として初となる本格的な当初予算となります。昨年12月に策定されましたくまもと新時代共創基本方針に沿った取組をはじめ、各災害からの創造的復興への取組を最優先事項として編成しています。

これにより、農林畜水産業の持続的な発展に必要な経費として、一般会計と特別会計を合わせて、総額743億円余を計上しております。

それでは、主な取組について、その概要を御説明いたします。

まず、くまもと新時代共創基本方針に沿った取組についてです。

知事が掲げる食のみやこ熊本県の創造を推進するに当たり、その要となる農林畜水産業の担い手の確保、育成への取組を強化します。

親元就農をはじめ農業を志す全ての人が安心して就農し経営発展できる支援体系の構築、農業大学校や林業大学校における実践教育の強化、高等学校と連携した次世代の水産業を担う人材確保に向けた取組などを進めてまいります。

さらに、農業分野を中心とした外国人材育成のためのスキルアップ支援など、外国人材に選ばれるくまもとを目指した取組についてもしっかりと進めてまいります。

次に、もう一つの要である生産性向上、高

付加価値化の実現に向けた取組として、生産者と食関連企業等が一体となったコンソーシアムの組織化や農林畜水産物の六次産業化によるさらなる高付加価値化、商工労働部と連携した県産品の魅力発信などを進めてまいります。

また、生産現場の省力化、生産向上に向けた取組として、DX技術を活用した農林畜水産業のスマート化やGISを活用した農地情報等の見える化などを進めてまいります。

次に、農山漁村の維持、発展です。

元気な中山間地域を次世代に継承するための農村RMOの形成や市町村など関係者と連携した鳥獣被害防止対策、民有林における再造林等森林整備を進めてまいります。

また、温暖化に対応した園芸生産施設整備への支援や近年激甚化している気象災害に強い森づくり、有害赤潮プランクトンの発生抑制技術開発試験等の実施による赤潮に強い養殖業の確立と赤潮被害に対するセーフティネットの強化、漁港施設の長寿命化など、環境の変化に強い農林畜水産業の構築に向けた取組も進めてまいります。

熊本地震や令和2年7月豪雨からの創造的復興については、熊本地震関連事業の総仕上げとなる大切畑ダムの令和8年度供用開始に向けた取組を着実に進めていくとともに、令和2年7月豪雨関連事業についても、農地や林道、崩壊した山腹などの農林水産関連施設等の早期復旧に向けて、最優先事項として取り組んでまいります。

最後に、半導体関連産業の集積地域における営農継続に向けた取組については、農家のニーズに応じた代替農地の基盤整備に係る可能性の調査や耕畜連携による国産飼料の確保、新たな堆肥の広域流通を進めるための実証等に要する経費を計上しており、引き続き、生産者に寄り添った取組を進めてまいります。

次に、条例等関係では、熊本県林業研究・

研修センター条例の一部を改正する条例外1件を提案しております。

以上が今回提案しております議案等の概要です。

加えまして、その他報告事項として、冒頭で申し上げました熊本県農林水産各基本計画の改定のほか2点を御報告させていただきます。

詳細につきましては、この後それぞれ担当課長から説明させていただきますので、御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○藤由農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会説明資料の予算関係及び条例等関係について説明させていただきます。

資料の3ページをお願いいたします。

令和7年度当初予算総括表でございます。

表の左から2番目の欄になりますが、令和7年度当初予算額(A)の欄の一番下、合計欄を御覧ください。

農林水産部の令和7年度当初予算額の合計額は743億3,700万円余で、その右隣の欄、令和6年度当初予算額の欄になります。こちらは、さらに下の米印にありますとおり、知事選後の肉づけ予算となりました6月補正の予算分を加えております。この額と比較いたしますと、10億6,000万円余の減となっております。

比較増減の大きな額としましては、ページの中ほどより少し上の農産園芸課にしまして、17億円余の減となっておりますが、これは主に、令和7年度の事業におきまして、農業用機械や施設の導入を支援する国の新たな支援事業、それから、産地パワーアップ事業などにつきまして前倒しをしまして、令和6年度の2月補正で措置したことなどによるものでございます。

また、中ほどより下の森林保全課が、15億

円余の増となっておりますが、これは主に山地災害箇所の治山事業費の増となっております。

以上が総括でございますが、この後、当初予算の内容につきまして、各課から主なものについて御説明申し上げます。

戻りまして、2ページをお願いいたします。

中ほどの米印、資料凡例のとおり、各予算の該当箇所、該当を事業の説明欄にマル新ですとか、7月豪雨あるいは強靱化等と記載しております。

4ページをお願いいたします。

農林水産政策課の予算でございます。

2段目の職員給与費につきましては、現在配置しております職員数に基づき計上しております。

以後、このような職員給与費が度々出てまいります。全て同様ということでございますので、それぞれ各課の分も含めまして、説明は省略をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

1段目の農業公園費の説明欄1、農業公園運営事業は、指定管理者制度による農業公園の管理運営に要する経費でございます。

次の2番目、農業公園施設改修につきましては、保全計画に基づく施設改修に要する経費でございます。

農林水産政策課は以上でございます。

○岩野団体支援課長 団体支援課でございます。

6ページをお願いします。

最下段の農業近代化資金等助成費は、説明欄1の農業経営の近代化に必要な施設整備等と、2の営農負債を借り換えるための資金に対する利子補給です。

7ページをお願いします。

1段目は、ただいまの2つの資金の利子補給について、償還期間中の債務負担行為の設

定をお願いするものです。

8ページ、上段の農畜産特別資金助成費は、家畜農家の経営改善のための借換え資金等に係る利子補給費助成です。

下段の認定農業者等育成資金助成費は、説明欄2の認定農業者に低利の運転資金を融資するための貸付原資について預託するものなどです。

9ページをお願いします。

1段目の説明欄1、2については、コロナ禍により経営が悪化または被災された農業者に対して、引き続き金融支援策を実施するものです。

10ページ、3段目の説明欄、収入保険普及啓発強化事業は、継続的に収入保険への加入を促すため、普及啓発を行う熊本県農業共済組合へ助成を行うものです。

11ページをお願いします。

林業金融対策費について、説明欄1の(1)から次ページの(6)までは、森林組合、椎茸農協や樹芸農協等の多様な資金需要に対応するための貸付原資について預託するものです。

13ページをお願いします。

水産業協同組合指導費について、説明欄3と5は、漁業共済掛金の一部の助成や加入促進に要する経費です。

14ページ、上段の漁業近代化資金融通対策費は、漁業経営の近代化を図るための資金に係る利子補給で、併せて償還期間中の債務負担行為の設定をお願いしています。

下段の金融対策費の説明欄2について、(1)は、県海水養殖漁協に対して、15ページの(2)は、県漁連に対して、事業運営に必要な資金を融資するための貸付原資について預託するものです。

下の3は、中小漁業者の経営改善のための借換え資金に係る利子補給であり、併せて償還期間中の債務負担行為の設定もお願いしています。

4については、令和5年及び令和6年に赤潮被害を受けた漁業者への融資に係る利子補給費補助です。

17ページをお願いします。

林業改善資金特別会計です。

3段目の林業・木材産業改善資金貸付金は、林業者及び木材事業者の経営改善等を支援するために貸し付ける無利子の資金です。

5段目の木材産業等高度化推進資金貸付金の説明欄1は、林業関係団体等が経営の合理化等のために必要な運転資金を低利で融資するための貸付原資を預託するものです。

2は、当該資金の貸付原資について、農林漁業信用基金からの借入期間満了により返済するものです。

19ページをお願いします。

沿岸漁業改善資金特別会計です。

2段目の沿岸漁業改善資金貸付金は、近代的な漁業技術の導入等に必要な資金を無利子で貸し付けるものです。

団体支援課は以上です。

○杉谷食のみやこ推進局付政策調整監 食のみやこ推進局付でございます。

20ページをお願いします。

3段目、農政企画推進費の説明欄、「食のみやこ熊本県」創造推進事業は、ポスターやのぼりなどのPR資材の作成や県民へ食への関心を持っていただく取組など、機運醸成等に要する経費でございます。

食のみやこ推進局付は以上でございます。

○林田流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課です。

21ページをお願いいたします。

一番下の段、農産物流通総合対策費の説明欄1、食のみやこ熊本県創造コンソーシアム推進事業は、食のみやこ熊本県の創造に取り組む生産者や事業者、市町村などで組織するコンソーシアムの活動や六次産業化による高

付加価値化の拠点となる施設整備等に対する助成を行う新規事業です。

下のページの3、フードバレー構想推進事業は、県南地域の活性化に向けたフードバレー構想の推進に要する経費であり、新商品開発支援や異業種交流会の開催などに要する経費です。

5、地域未来モデル事業は、農林水産分野における企業等の先進的な設備投資に対する助成や県南フードバレー構想推進のための製品の販路開拓や人材育成、ECサイトの運用等に要する経費です。

6、6次産業化総合支援強化事業は、六次産業化による新商品開発や販売促進等に必要な加工施設整備等の体制強化を支援してまいります。

23ページをお願いいたします。

説明欄8、農業参入受入体制整備事業は、企業の農業参入に係る市町村の受入れ体制を整備するためのセミナーの開催や市町村の受入れ計画等の作成などを支援するための経費です。

下のページの1段目、ブランド確立・販路対策費の説明欄1、くまもと地産地消革新プロジェクト事業は、SNS活用による情報発信や県民参加型のイベント等の開催など、くまもと地産地消推進県民条例の理念に沿い地産地消の取組を推進するものです。

流通アグリビジネス課は以上です。

○上村農業技術課長 農業技術課でございます。

25ページをお願いします。

最下段の農業改良普及管理運営費の説明欄1、協同農業普及事業は、各地域振興局農業普及振興課等の運営及び普及職員の現地での活動や能力向上研修等に要する経費でございます。

26ページの2段目、農業改良普及推進費の説明欄、スマート農業導入拡大支援事業は、

スマート農業の活用を加速化するため、農業者がスマート農業機械の利便性を体験する機会の創出や企業とのマッチング、さらに技術に詳しい指導者の育成に要する経費でございます。

27ページをお願いします。

2段目の農作物対策推進事業費の説明欄、有機農業生産拡大加速化事業は、有機農業の生産拡大に向けて、指導ツールの作成や相談窓口を設置する経費及び先進的な取組に対する助成でございます。

最下段の土壌保全対策事業費の説明欄1、環境保全型農業直接支払事業は、化学農薬と化学肥料を5割以上低減する取組と併せて、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業団体等に対する助成でございます。

28ページの1段目の2、地下水と土を育む農業総合推進事業は、地下水と土を育む農業推進条例に基づき、県民運動の展開やグリーン農業の推進、環境保全型農業の生産拡大への支援等に要する経費でございます。

3の熊本型みどりの食料システム戦略推進事業は、循環型農業を実現するため、温室効果ガス削減や環境負荷低減等に向けた新技術の開発、実証普及に要する経費及び有機農業の生産拡大に取り組む市町村等への助成でございます。

最下段の病虫害発生予察事業費の説明欄2の病虫害発生予察事業費は、病虫害防除所の運営及び病虫害の発生予察、海外から侵入するおそれのある病虫害の調査並びに蔓延防止のための初動防除等に要する経費でございます。

29ページをお願いします。

3段目の管理運営費の説明欄の2、施設改修事業及び下の6、農業研究センター保全計画関係事業は、農業研究センターの建物や設備の維持補修等に要する経費でございます。

続きまして、31ページをお願いします。

最下段の試験研究費の説明欄の1、耕種部門試験研究費は、作物、野菜、花卉、茶、果樹の栽培技術等の研究に要する経費でございます。

2の外部資金委託研究費は、国等が募集する公募型の研究資金を活用した国立研究開発法人や大学、民間企業等との共同研究に要する経費でございます。

32ページの4段目の試験研究費の説明欄、畜産部門試験研究費は、家畜の飼養管理や飼料栽培、草地管理等の研究に要する経費でございます。

説明は以上でございます。

○山本農産園芸課長 農産園芸課でございます。

33ページをお願いします。

上から5段目の農作物対策推進事業費の説明欄1の経営所得安定対策等推進事業は、経営所得安定対策に係る市町村等が行う農業者への制度周知などに対する助成です。

2のくまもと茶ビジネス確立支援事業は、茶の生産から流通販売の各段階の取組に対する助成です。

下のページ、2段目の米麦等品質改善対策事業費の説明欄1から4の事業は、米、麦、大豆の種子の生産振興、検査、販売促進に係る事業です。

3段目の畑作振興対策費の説明欄、地域特産物産地づくり支援対策事業は、茶、葉たばこなどの産地づくりに必要な関係団体の活動に対する助成です。

35ページをお願いします。

1段目、い業振興対策費の説明欄1から3の事業は、イグサ量表の振興を図るため、価格安定対策の実施に必要な経費、生産から消費に係る総合的なソフト対策及び機械導入等のハード対策に対する助成です。

2段目の野菜振興対策費の説明欄1、くまもとメロン栽培技術DX推進事業は、メロン

の栽培技術継承のため、最適な栽培管理などのデータ化、マニュアル化を行う事業です。

2の野菜価格安定対策事業は、市場価格が下落した場合に補填金を交付する野菜価格安定制度の資金造成です。

下のページ、6の未来につながる「ゆうべに」産地強化対策事業は、県育成イチゴ品種「ゆうべに」の栽培技術継承及び販売促進に係る事業です。

7のくまもと露地野菜シェア拡大支援事業は、国の事業で、パレイショなどの生産拡大などに必要な省力作業機械の導入等に対する助成です。

37ページをお願いします。

1段目、債務負担行為の設定は、先ほど御説明しました野菜価格安定対策事業の支払い保証に必要な債務負担行為を設定するものです。

2段目、花き振興対策費の説明欄2、くまもとの花ステップアップ事業は、生産から販売に至るまでの取組に対する助成です。

3の花き管理DX推進事業は、花卉栽培技術継承のため、最適な栽培管理、環境等のデータ化、マニュアル化を行う事業です。

下のページ、1段目、果樹振興対策費の説明欄2及び3の事業は、果樹の生産性向上に資するスマート農業技術等の導入推進を図る事業です。

39ページをお願いいたします。

1段目の生産総合事業費の説明欄1、強い農業づくり支援事業並びに2、産地パワーアップ事業は、いずれも国の事業で、生産性や収益力向上に向けた施設や機械の導入に対する助成です。

2段目、水田営農活性化対策費の説明欄、水田産地化総合推進事業は、米の計画生産などを推進する関係機関の活動に対する助成です。

農産園芸課は以上でございます。

○安武畜産課長 畜産課でございます。

40ページをお願いします。

最下段、畜産総合対策事業費、説明欄、畜産環境対策総合支援事業は、堆肥の肥料利用の推進に必要な堆肥舎等の施設整備に対する助成を行うものでございます。

41ページをお願いします。

畜産生産基盤総合対策事業費の説明欄1、家畜改良増殖総合対策事業は、種雄牛造成、管理に要する経費及び家畜導入など生産基盤強化対策、全国和牛能力共進会出品等の取組に対する助成でございます。

2、家畜生産基盤総合対策事業は、家畜改良の新技術開発や畜産物の生産基盤拡大、全日本ホルスタイン共進会出品等に要する経費でございます。

42ページ、畜産経営安定対策事業費、説明欄1、家畜畜産物価格安定対策事業は、肉用子牛、肉豚及び鶏卵の価格安定のための基金造成に対する助成でございます。

3、畜産総合対策事業は、共同利用の家畜飼養管理施設など、産地の基幹施設整備等に対する助成です。

43ページをお願いします。

上段、循環型耕畜連携体制強化事業費の説明欄3、畜産営農継続特別対策事業は、半導体関連企業等の進出の影響を受けた地域の耕畜連携による国産飼料の確保や家畜排せつ物の適正処理、利用の取組に対する助成でございます。

2段目、畜産物市場流通戦略対策事業費の説明欄、「食のみやこ熊本県」実現に向けた県産畜産物の魅力創造事業は、本県の和牛や地鶏肉の新たな高付加価値化とそれに伴う販売力強化及びブランド価値向上に向けた取組に対する助成でございます。

44ページ、3段目、家畜衛生推進対策事業費の説明欄、くまもとの畜産業を守る獣医師獲得事業は、産業獣医師の確保に向け、修学資金給付制度を行う畜産団体に対する給付原

資の助成でございます。

45ページをお願いします。

説明欄3、家畜伝染病防疫対策事業は、家畜伝染病の発生予防と蔓延防止のための各種検査等に要する経費及び実施団体に対する助成でございます。

5、家畜伝染病まん延防止対策事業は、豚熱及び鳥インフルエンザ発生時の初動対応及び発生予防のための緊急的に実施する消毒薬等の措置に要する待ち受け経費でございます。

畜産課は以上です。

○紙屋担い手支援課長 担い手支援課でございます。

46ページをお願いいたします。

2段目の農村地域農政総合推進事業費、説明欄1のくまもと農業経営・就農・継承支援事業は、担い手の確保、育成を目的に、経営相談、新規就農、経営継承の各相談窓口のワンストップ化に要する経費であります。

2の地域計画推進事業は、担い手への農地集積、集約化を推進するために、農地中間管理機構に農地を貸し付けた地域に対する助成等でございます。

3の担い手育成支援事業は、認定農業者等の経営力強化に向けた取組に対する助成でございます。

47ページをお願いいたします。

説明欄の5、農地中間管理機構事業は、担い手に農地の集積を推進する農地中間管理機構に対する助成でございます。

7の未来へつなぐ地域営農組織経営力強化支援事業は、地域営農組織の法人化や経営力強化に向けた取組に対する助成でございます。

下のページ、説明欄の10、最適土地利用総合対策事業は、中山間地域等における農用地保全に必要な土地利用構想の策定等に取り組む市町村に対する助成です。

その下から49ページ最上段の債務負担行為の設定につきましては、農業公社が農地の売買等の事業を実施するための借入金に資する損失補填として設定するものでございます。

49ページをお願いいたします。

2段目の農業委員会等振興助成費、説明欄、農地利用最適化交付金事業は、農地の最適化活動を行う最適化推進委員等の活動に対する助成でございます。

最下段の農業改良普及推進費の説明欄1の農業次世代人材投資事業は、就農前の研修期間や経営が不安定な就農直後の所得を確保するための新規就農者等に対する給付を交付するものでございます。

2の新規就農者育成総合対策事業は、新規就農者の経営発展のための機械、施設等の導入及び就農へのサポート体制の整備に対する助成でございます。

下のページの新しい農業の担い手育成費、説明欄1の新しい熊本農業のリーダーズ共創事業は、これまでの新規就農者確保育成策に加えて、地域農業者とともに取り組む啓発や学び直しの機会創出など、親元就農も含めました担い手の確保、育成に要する経費でございます。

2の中高年就農支援事業は、国の支援対策とならない50歳代の新規就農者への資金交付や機械、施設等の整備に対する助成でございます。

3及び4の事業は、外国人材や農福連携など、農業現場における多様な担い手の確保、育成、定着に資する活動に要する経費でございます。

51ページをお願いいたします。

2段目、農業構造改善事業費、説明欄の農地利用効率化等支援交付金事業は、国の事業で、担い手の経営発展に必要となる機械、施設の導入に対する助成でございます。

ページ最下段から53ページまでは、農業大学校に関する予算でございます。

53ページをお願いいたします。

説明欄8の農大施設保全改修事業は、農大の保全計画に基づきまして、研究、講義棟ほか、施設改修を行う経費でございます。

11の高校・農大・地域連携による就農促進事業は、農大進学後に就農を目指す高校生を確保し、地域への就農、定着を促進するための取組に要する経費でございます。

担い手支援課は以上でございます。

○野入農村計画課長 農村計画課でございます。

55ページをお願いいたします。

3段目、農業委員会等振興助成費は、農業委員会及び農業会議が行う農地事務、組織運営、体制整備等への助成です。

56ページをお願いします。

3段目、農業農村整備調査計画費の説明欄1、農業農村整備事業調査計画費は、農業農村整備事業の実施に向けた調査計画などに要する経費及び市町村等への助成です。

2の代替農地基盤整備候補地調査は、半導体関連企業の進出に伴う代替農地確保に向けた基盤整備等の候補地調査に要する経費です。

4段目、農業農村整備推進交付金は、市町村等が実施する農業農村整備事業への助成です。

農村計画課は以上です。

○宮川農地整備課長 農地整備課でございます。

58ページをお願いします。

4段目の国営土地改良事業直轄負担金の説明欄の直轄負担金については、国営土地改良事業に係る県及び地元負担金です。

59ページをお願いします。

1段目の土地改良施設維持管理事業費の説明欄2、土地改良施設突発事故復旧事業については、パイプラインや用排水機場など、土

地改良施設が突発的に故障した場合の緊急対応に要する経費及び市町村等に対する助成です。

3の土地改良施設維持管理強化事業費については、土地改良区等の施設管理者に対する技術支援と施設補修に対する助成です。

60ページ、2段目の県営中山間地域総合整備事業費の説明欄1については、中山間地域において農地の区画整理などの生産基盤整備と集落道路などの生活環境整備を総合的に実施するための経費です。

61ページをお願いします。

県営中山間地域総合整備事業費の債務負担行為の設定です。

説明欄1の水俣地区から、62ページ7の国見地区までの7地区について、区画整理等における工期が複数年となることから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

最下段の農業生産基盤整備事業費については、農地の区画整理や農業用排水施設、農道等の整備や担い手への農地集積促進に要する経費です。

63ページをお願いします。

農業生産基盤整備事業費の債務負担行為の設定です。

説明欄1の第二宇土八水地区から64ページ10の高原地区までの10地区について、排水機場等の整備等における工期が複数年となることから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

65ページをお願いします。

4段目の農地防災事業費の説明欄、農村地域防災減災事業については、農地や農村地域における災害の未然防止を図るため、防災ダムなどの防災施設の整備に要する経費です。

最下段は、債務負担行為の設定です。

説明欄1の松原地区から66ページ、3の竜北地区までの3地区について、排水機場の整備等における工期が複数年となることから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

2段目の単県農地防災施設管理費の説明欄1、県管理土地改良施設等総合マネジメント事業については、農業用ダムや頭首工などの土地改良施設等を適正に管理するための体制整備や施設管理の省力化に要する経費です。

3段目の債務負担行為の設定については、農業用ダム諸量データ送信設備の整備における工期が複数年となることから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

5段目の団体営農地等災害復旧費については、団体営農地等の災害復旧に対する助成です。

最下段の県営農地等災害復旧費については、県が実施する農地等の災害復旧に要する経費です。

農地整備課は以上です。

○大森むらづくり課長 むらづくり課でございます。

68ページの最下段の山村振興対策事業費の説明欄1、中山間地域等直接支払事業については、中山間地域等で営農を継続する農業者等へ助成するものでございます。

69ページをお願いいたします。

2段目の農作物対策推進事業費については、野生鳥獣に対する農作物被害防止のための施設整備やジビエとしての利活用等に要する経費でございます。

最下段の農業構造改善事業費の説明欄1、中山間地域総合支援対策事業については、中山間地域における地域住民等が行う農村RMO形成等に要する経費でございます。

下のページ最下段の農地・水・環境保全向上対策事業費については、農業、農村の多面的機能の維持、発揮を図るための地域の農業者や住民による共同活動などに対する助成でございます。

むらづくり課は以上です。

○岩田技術管理課長 技術管理課でございます。

す。

71ページをお願いします。

3段目の地籍調査費については、地籍調査を実施する熊本市ほか13市町村に対する助成でございます。

最下段、農業土木行政情報システム費の説明欄1と、下のページ、最下段、林政諸費のCALS／EC事業については、電子入札等のシステム運用保守管理に要する経費で、それぞれ農業土木、林務水産負担分です。

71ページ、最下段、説明欄2のくまもと水土里GIS利活用DX推進事業については、GISの運用及び利用環境整備に要する経費です。

技術管理課は以上です。

○宮脇森林整備課長 森林整備課でございます。

73ページをお願いします。

3段目、林政諸費につきまして、説明欄2の森林経営管理制度運用支援事業は、森林経営管理制度の運用主体である市町村を支援するサポートセンターの運営等を行うものです。

説明欄3の森林再生支援事業は、再造林等の拡大や育林従事者の確保に取り組む事業体に対し、その拡大の実績に応じて助成を行うものです。

下のページ、説明欄4の自伐林家等育成対策事業は、自伐林家や林業研究グループの確保、育成を図るための研修を行うほか、自伐林業等の推進に当たって必要となる資機材の購入等に対して助成を行うものです。

説明欄5の五木村グリーン成長加速化総合対策事業は、五木村の豊富な森林資源の活用を通じた循環型林業の構築に向けた低コスト化、花粉症対策に資する再造林の実証調査等を行うものです。

75ページをお願いします。

3段目、水とみどりの森づくり事業費につ

きまして、説明欄2の次世代につなぐ森林づくり事業は、伐採跡地における確実な再造林や成長に優れたエリートツリーの苗木生産に対する助成等を行うものです。

下のページ、1段目、説明欄5のくまもとの県土を保全する林業推進事業は、林地保全に配慮した林業のガイドラインの実践として、架線集材の取組に対する助成等を行うものです。

説明欄6の森林機能保全普及促進事業は、地形等の関係から非皆伐施業を行う保全林として取り扱うべき森林の設定基準等について、県内市町村へ展開するための研修会等を行うものです。

説明欄7の防災・減災・条件不利地森林整備事業は、森林所有者による管理が困難な人工林を育成複層林へ誘導するための強度間伐や流木防止対策等に対する助成を行うものです。

77ページをお願いします。

5段目、林業普及指導費について、下のページ、1段目の説明欄3の早生樹センダン産地化推進事業は、センダンの新規造林地等の増加に向けた働きかけや調査等に要する経費です。

2段目、流域総合間伐対策事業費につきましては、説明欄のとおり、国庫補助事業により用途別の木材需要に的確に対応するため、搬出間伐、路網整備、低コスト造林や苗木生産施設等の整備に対する助成を行うものです。

4段目、造林事業費につきまして、説明欄1の森林環境保全整備事業は、森林整備の基本となる国庫補助事業であり、植栽、下刈り、間伐など、一連の造林作業に対して助成を行うものです。

79ページをお願いします。

5段目、試験調査指導費につきましては、説明欄のとおり、林業研究・研修センターが行う試験研究などに要する経費で、下のペー

ジ、説明欄4のスギの品種保全等基盤整備事業は、花粉発生源対策等のための杉新品種開発に必要な試験林の整備等に要する経費です。

森林整備課の説明は以上です。

○野間林業振興課長 林業振興課でございます。

82ページをお願いします。

3段目の説明欄、くまもとの森林環境教育推進事業は、森林の役割や木材利用の意義を普及啓発するため、木育インストラクター養成や副読本配布を行うものです。

最下段の国庫支出金返納金は、これまでに当該事業で資金融通した事業主体からの返還金を国庫へ返納するものです。

83ページをお願いします。

2段目の説明欄1、豊かな森林づくり人材育成事業は、林業の担い手の就業環境の改善や技能向上に取り組む事業体に対して支援するものです。

2のくまもと林業大学校人財づくり事業は、くまもと林業大学校の運営に要する経費です。

下のページの5、林業DX推進事業は、林業従事者の就業環境の改善に向けて、緊急連絡時の通信ネットワーク構築の実証等を行うもので、6、新たな林業ビジネスモデル構築支援事業は、林業事業体等が経営力強化に向け、新たなビジネスモデルに必要な施設整備に対し助成するものです。

85ページをお願いします。

説明欄2の中大規模木造建築物推進事業は、設計を担う建築士の育成のための講習会開催や県産木材による中大規模建築物を整備する民間事業者に対して助成するものです。

3のくまもと間伐材安定供給対策事業は、間伐材の利用拡大を図るため、流通支援を行う市町村に対して助成するものです。

4のくまもとの木を活かす木造建築物等推

進事業は、県産木材を活用し、住宅や事務所等を施工する工務店に対する木材提供や産地見学会へ助成を行うものです。

下のページの2段目、林産物振興指導費は、シイタケやタケノコなどの特用林産物の生産施設整備や販路拡大を支援するものです。

87ページをお願いします。

説明欄4の原木しいたけ生産性向上DX実証事業は、これまで行ってきた環境データの収集、解析を踏まえ、生産ガイドラインの作成など、生産性向上等の実証を行うものです。

3段目の説明欄1、林業・木材産業振興施設等整備事業は、木材加工流通施設等の整備に対するもので、2の林業経営体育成対策事業は、林業機械のリースに対するもので、いずれも国庫補助を活用して助成を行うものです。

下のページ、1段目の林道費は、森林整備や林業生産性の向上に加え、山村地域の生活環境の改善などを図るための林道整備に関する予算です。

2段目の林道事業費から89ページの最下段の単県林道事業費まで、それぞれの説明欄のとおり、県営による林道開設や市町村による林道の開設、改良等に対し助成を行うものです。

90ページの2段目、過年林道災害復旧費は、過年度の災害で被災した林道の復旧を行う市町村へ助成を行うものです。

林業振興課は以上です。

○大和森林保全課長 森林保全課でございます。

92ページをお願いします。

1段目、水とみどりの森づくり事業費における説明欄1の未来につなぐ森づくり事業は、森づくり活動や森林環境教育を実施する団体に対する助成です。

3の森林Jークレジット創出支援事業は、森林吸収量のクレジット化に向けた伴走型支援に要する費用であり、16者の支援を計画しております。

93ページをお願いします。

2段目、治山事業費について、説明欄1の治山事業は、山地災害の復旧や予防工事に必要な経費です。

2の治山激甚災害対策特別緊急事業は、令和2年に発生した山地災害を令和3年度から5か年間で集中的に実施するものであり、7年度が最終年度となります。

下のページ、1段目、緊急治山事業費は、山地災害が発生した場合に緊急対応するための待ち受け予算です。

95ページをお願いします。

2段目、保安林整備事業費については、水源涵養や土砂流出防止などの保安林機能を維持、強化するための森林整備に要する経費です。

下のページ、4段目、過年治山災害復旧費は、被災した治山施設の復旧工事に要する経費であり、令和2年豪雨のほか、令和4年、5年、6年における梅雨災、台風災が対象です。

森林保全課は以上です。

○那須水産振興課長 水産振興課でございます。

98ページをお願いいたします。

上段、浅海増養殖振興事業費の説明欄1、新たな稼げる養殖業推進事業は、カキ類や海藻類の養殖生産の安定化、生産性の向上に向けた種苗生産体制を確立するとともに、漁協による新技術の導入や食害対策の取組を支援するものです。

下段、水産物流通対策事業費の説明欄1、県産あさり流通推進事業は、県産アサリを適正に流通、販売するための熊本モデルの運用のほか、流通過程での監視等を実施するもの

です。

99ページをお願いいたします。

1段目の説明欄3、稼げる水産業づくり推進事業は、県産水産物の魚食普及や販売力の強化、加工などの六次産業化への取組に対し助成するとともに、水産物流通適正化法に基づきまして、アワビ、ナマコ等の適正な流通、販売を推進するための普及開発等に取り組むものです。

2段目、水産業改良普及事業費の説明欄3、未来の漁村を支える人づくり事業は、新規就業希望者に対する漁業研修や次世代の水産業を担う人材確保に向けた高校生への水産業の魅力発信などを行うものです。

下のページ、2段目、水産資源保護育成事業費の説明欄1、有明海・八代海再生事業は、有明沿岸4県と国が協調し、特産魚介類の生息環境調査や増養殖技術の開発などを通じまして、漁場環境の改善や水産資源の回復に向けた取組を推進するものです。

2のさかなを守り育む豊かな海づくり事業は、水産資源の回復を図るため、漁業者などによる効果的な種苗の共同放流など栽培漁業の取組を推進するとともに、水産資源の評価に基づき、新たな資源管理に取り組むものです。

最下段の栽培事業運営費の説明欄1、種苗生産施設整備費は、大矢野及び牛深の種苗生産施設における老朽化した施設の維持補修に要する経費です。

101ページをお願いいたします。

1段目の説明欄、大矢野種苗生産施設整備事業で債務負担行為の追加をお願いしております。

これは、老朽化した飼育水槽の改修に係るものですが、工期が1年以上を要するため、債務負担行為の追加をお願いするものです。

103ページをお願いいたします。

2段目、漁業取締費の説明欄4、漁業取締

船代船建造事業は、昨年10月に着手しました漁業取締船1隻を建造する経費の一部です。

下のページ、水産研究センター費の説明欄2、赤潮総合対策試験は、珪藻類などの増殖による有害プランクトン発生抑制技術開発試験や下水処理場の季別運転によるノリ色落ち抑制効果評価試験などに取り組むものです。

3の海藻類総合対策事業は、ヒトエグサやトサカノリなどの増養殖に係る試験研究や漁業者への食害対策などの現場指導に取り組むものです。

水産振興課は以上です。

○谷水漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

107ページをお願いいたします。

4段目の説明欄、水産環境整備事業費は、覆砂等による干潟の底質改善や投石による藻場造成に要する経費です。

下のページ、2段目の漁港関係海岸保全事業費の説明欄2の漁港関係海岸保全事業費は、堤防、護岸等の漁港海岸保全施設の整備に要する経費で、漁港海岸の耐震化等を予定しています。

109ページをお願いいたします。

2段目の単県漁港改良事業費は、漁港漁場等の小規模な施設整備、補修等に要する経費です。

下のページの説明欄3の水産基盤整備交付金は、水産基盤整備や漁場の保全、回復に資する事業を実施する市町等に対する交付金です。

最下段の漁港管理費の説明欄1の漁港管理費は、県管理の漁港等の維持管理を行うために要する経費です。

2は、牛深漁港の浄化施設の管理運営に要する経費です。

111ページをお願いいたします。

1段目の漁港施設機能強化事業費は、漁港施設の機能強化に要する経費で、岸壁の耐震

化等を予定してございます。

最下段の説明欄、漁村再生交付金事業費は、漁村の再生を図るための生産基盤等の整備に要する経費で、浮き桟橋整備等を予定してございます。

下のページの1段目、漁港関係港整備事業費の説明欄1の水産物供給基盤機能保全事業費は、漁港施設の長寿命化を図るための改修等に要する経費で、漁港施設の保全対策を予定してございます。

最下段の説明欄、水産流通基盤整備事業費は、衛生管理等を向上させる施設整備を予定しております。

113ページをお願いいたします。

1段目の水産生産基盤整備事業費は、水産物の生産機能の強化を図るための漁港施設の整備に要する経費で、物揚げ場の整備等を予定してございます。

最下段の漁港機能増進事業費は、漁港利用者等の就労環境の改善等に要する経費で、防風柵整備等を予定してございます。

下のページの1段目、海岸漂着物等地域対策推進事業費は、台風や大雨等により海域に流入するごみの回収、処分に要する経費です。

漁港漁場整備課は以上です。

○宮脇森林整備課長 森林整備課でございます。

115ページをお願いします。

議案第75号、熊本県林業研究・研修センター条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

116ページをお願いします。

1の概要についてですが、本条例は、林業研究・研修センターの試験関係設備について、設備利用者が納める設備使用料の額を規定しています。

2の条例制定の趣旨について、電気料金の値上げによる設備使用料の算定に係る経費単

価の見直しに伴い、使用料の金額を改定するものです。

3の改正内容について、条例第4条の別表に定める使用料の金額を一部改定するものです。

具体的には、下表に示すとおり、2、乾燥用設備の10円以上190円以下を20円以上210円以下に、4、強度試験用設備の上限の額2,930円を2,940円に改定するものです。

森林整備課は以上です。

○大和森林保全課長 森林保全課です。

117ページをお願いします。

熊本県阿蘇みんなの森条例の一部を改正する条例の制定でございます。

内容につきましては、118ページで説明いたします。

1の改正前条例の概要ですが、この条例は、森林・林業に関する学習活動の場や保健、休養の場の提供を目的とした熊本県阿蘇みんなの森の設置に必要な事項を定めたものです。

2の条例制定の趣旨についてですが、熊本県阿蘇みんなの森の区域内に設置している森林学習展示館の廃止に伴い、関係規定を整理するものです。

現在、この展示館は、阿蘇市から土地を借りて設置しておりますが、阿蘇市から土地を売却する旨の申出があり、廃止に至ったものです。

3の改正内容についてですが、森林学習展示館の廃止に伴い、関係規定の整理を行うものです。

森林保全課は以上です。

○吉田孝平委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○前川収委員 幾つかお願いします。

まず、これは食のみやこに関連してでありますので、21ページとそれから43ページですかね。

まずは、2つの課にわたっておりますけれども、21ページの流通アグリビジネス課のほうで、マル新の食のみやこ熊本県創造コンソーシアムということで予算を入れていただいております。高付加価値化の拠点となる施設整備という話がありますので、六次産業化を含めた、いよいよ食のみやこというものが動き出すという予算だと思ってますけれども、もう少し具体的に中身を教えていただきたいと思います。

それから、同様の話で、43ページの畜産課。

これもまたマル新の「食のみやこ熊本県」実現に向けた県産畜産物の魅力創造事業ということで、3,900万、4,000万弱でありますけれども、この取組の具体性もお願いしたいというふうに思います。

食のみやこというのは、これから、キーワードとして熊本県がしっかり取り組んでいかなければならないことでありますけれども、具体的な内容の事業がいよいよ今年から動き出すということの前提での質問でございますので、その中身について、イメージできるような形で教えていただければというふうに思います。

その次、2問目が、56ページの、これは農村計画課ですね。

これも、農業農村整備調査計画費の中で、マル新の代替農地基盤整備候補地調査ということで1,200万円。

具体的には、半導体関連企業の進出に伴う代替農地の確保に向けた基盤整備等の候補地

調査に関する経費ということで、いよいよこれもまた具体的に農地造成、半導体企業の進出に伴って耕地が減っていったということに対して、新たに県が農地を造成するというのを前提とした経費だというふうに思いますので、後ほど多分これは説明があるのかもしれませんが、その内容について教えてもらいたいということと、それから、減少した農地については、皆さん方で頑張っていたっているマッチング事業では、5ヘクタール弱しかまだマッチングは成立してませんが、民民で頑張っていたっている。それはもう自分たちのことですから、畜産農家が民民で頑張っていたっている部分が圧倒的にあるんですね。それは、私は地元ですから、よく分かってるんですけども、その民民の皆さん方に対して、もうちょっと使い勝手をよくしてあげれば、その土地も借りてやりたいとか、買ってやりたいとか、そういう話もあります。

以前からお話はさせていただいておりますけれども、それについても何らかの具体的取組をしていただければ、今のこれは民民でもどっちでもいいですけれども、民民に対しても、例えば、簡単に言えば、農業用機械の規模が全く違うんですね、畜産関係と耕種農家とは。トラクターの大きさ一つ全然違います。それを農地に入れようとするときに、農道の広さも違えば、入り口の大きさも違うと。それをちょっと広くしてあげてやっていければ、その場所も使えるようになるかもしれないという話をたくさんいただいておりますので、そういうことに対する物事の考え方ですね。どう対応するか、それについてもお答えいただければというふうに思います。

最後に、また戻ってすみません。農産園芸課、39ページ。

強い農業づくり支援事業と産地パワーアップ事業、この2つの国庫補助事業というのは、現在の熊本県の農業を支えている機械化

の一番大きな部分だと思います。昨年と当初とを比較すれば減っているという話でありますが、これは補正予算でむしろちゃんと組んでいただいておりますから、増減は関係ないというふうには思いますけれども、これから先、やっぱりどうやって効率的に、この強い農業づくり支援事業とか産地パワーアップ事業に取り組んでいくかが、熊本県の農業基盤に大きく関わってくるというふうに思っています。具体的に、その取組姿勢について教えてください。

以上です。

○林田流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

食のみやこ熊本県創造コンソーシアム推進事業の具体的なイメージをできるようにというようなことでございました。

この事業につきまして、まず、六次産業化といいますのは、本当、高付加価値化、委員がおっしゃられましたように、高付加価値化の1丁目1番地といいますか、それを具現化するような手段でございます。

ただ、これまでの事業といいますのは、こういった事業をこれまでもやってきてはきましたが、六次産業化を行う事業者、具体的に言いますと製造業者、そういった人たちに支援が集中しがちでしたので、それだけでは地域の発展というのがちょっと限定的になりがちというようなことが課題としてありましたので、今回につきましては、農林事業者、生産者とか、あと生産者団体ですとか市町村、それから加工の事業者、あとは観光関係の事業者、そういった人たちがコンソーシアムを組んで、地域内の経済循環、こういったものを起こすことによって、地域として発展とか成長していけるような事業ということで組んでおります。

事業の内容としましては、そのコンソーシアム、組織への支援としましては、会議の開

催ですとか、視察研修とかの勉強、それから新商品開発とか販路拡大、PR、こういったものの支援をしますし、ハード事業としましては、それに必要となるようなブランド化とか高付加価値化、こういったものが必要となるような施設整備、機械導入への支援をしていきたいというふうに思っております。

具体的に言いますと、例えばですけれども、栗が盛んな産地でありますならば、栗の生産者、それから生産団体、JAさん、それから、その管轄する市町村、それと、例えば栗のペーストが必要ならば、栗のペースト加工の事業者さん、お菓子屋さん、そういった人たちがコンソーシアムを組んで、地域のその栗だったならば栗を盛り上げていけるような事業としていきたいというふうに考えているところでございます。

流通アグリビジネス課は以上でございます。

○安武畜産課長 畜産課でございます。

畜産課における食のみやこ熊本関連予算といたしまして、県産畜産物の新たなブランド化の取組をここで事業化しております。

中身につきましては、もともと県産牛肉の事業と、あと、天草大王の事業を今回新たに再編しまして、一本の事業として打ち出したものがこの事業になります。

具体的中身といたしましては、まず、「くまもと黒毛和牛」でございますが、これにつきましては、日本のブランド牛が集まる東京市場への出荷を継続的に実施して、全国的なブランド確立、それを目指した取組を支援してまいりたいと考えております。

2つ目といたしまして、「くまもとあか牛」の新たな価値創造事業というのを、今回、この中で立ち上げております。

中身につきましては、生産者、流通事業者が共に目指す「くまもとあか牛」の新たな目標を定め、その目標を取り組みながらPRし

ていくことによって、「くまもとあか牛」の高付加価値化を創造、発信していこうという事業でございます。

それと、天草大王のブランド価値向上支援事業というのも、この中に盛り込んでおりますが、これにつきましては、天草大王、販売を開始しまして20年、平成15年から、このブランド肉が市場に出ることになったんですが、おおむね20年経過したということで、今回、G I 取得を目指した取組をこの事業の中で取り組んでいって、県産牛肉、さらには県産の地鶏、このブランド力を向上することによって、食のみやこ熊本の畜産のほうから実現に向けたものを発信していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○野入農村計画課長 まず、1点目の候補地調査のほうでございます。

これにつきましては、昨年夏のニーズ調査、また、12月から行っております菊池管内の畜産農家への意向調査、この結果を見てみますと、基盤整備による新たな代替農地を求める要望というのがございました。

これを受けまして、菊池管内及び周辺市町村を対象に、耕作放棄地やそれに隣接する林地等で整備可能な候補地を調査するものでありまして、具体には、G I S 等で、航空写真、地形図、また、森林関係でありますとか文化財関係の許認可関係、こういったものを重ねる中で、まずは、一時的に候補地を選定いたしまして、その後にもまた、その土地の権利関係でありますとか現地の調査、そういうものを踏まえて位置図等を整理して、関係市町村と情報を共有していきたいというふうに考えております。

2点目の民民による代替農地確保に対する支援という部分でございます。

これにつきましては、委員御指摘のとおり、農家同士の方で代替農地の確保に動いて

らっしゃるのは、私どもも承知しております。そういう中で、先日、農家の方が代替農地を確保された中で、自らいろんな整備をやっていらっしゃると、そういうお声も聞いたところであります。

そういう中で、今現在、県と関係市町で、現地の調査、どういう中身が必要なのかと、そういったことの調査もやっておりまして、全体的な賦存量調査もやっております。

これまでに確認しました主要要望内容といたしましては、先ほど委員おっしゃったように、農地への進入路の拡幅でありますとか畦畔の除去、こういった簡易な基盤整備が主なものでございました。これを受けまして、実施に向けましては、国の補助事業の活用ができるというふうに考えておりますので、関係市町と協議を進めていきたいと思っております。

農村計画課は以上でございます。

○山本農産園芸課長 農産園芸課でございます。

39ページの強い農業づくり支援事業、産地パワーアップ事業について、取組姿勢ということでございましたけれども、まずもって、こうした事業で導入をしております集出荷施設や低コスト耐候性ハウス等々につきましては、本県の農業生産を支える非常に重要な施設だというふうに考えているところでございます。このため、必要な事業に関する予算についても、それぞれ予算計上要望のほうをさせていただいているところでございます。

こちらにつきましては、取組姿勢につきましては、まずもって、生産者の皆様方あるいは農業団体のほうが申請される事業について、できるだけ採択率を上げていきたいというふうに考えておりまして、県の取組としましては、国の要望がある前に、夏場に事前に要望調査をして、それを磨き上げて、その後申請をするというような形で採択率向上を図って

いるところでございます。

しかしながら、そういう場合であっても、不採択というのは出てまいります、不採択後にも追加要望調査というようなものもございますので、その後も、追加要望調査に対応できるようなアドバイスですとか、あるいは事業の乗換えだとか、そういったことを工夫しながら、できる限り採択につなげていきたいというふうに考えておりますし、また、国のほうの補正予算で、新たな再編新事業ということで集出荷施設の老朽化に対応した事業も出ております。集出荷施設については、480億ぐらい国のほうで予算確保していただいておりますので、集出荷施設については、そちらにエントリーをするとか、そういう仕分けをしながら、できる限り採択につなげてまいりたいと。そして、最終的に、本県の園芸、そういったものの振興につなげてまいりたいというふうに考えているところでございます。

農産園芸課については以上でございます。

○前川収委員 ありがとうございます。

まず、21ページの流通アグリビジネス課、食のみやこ熊本県創造コンソーシアム推進事業についてのイメージをお話いただき、ありがとうございます。

大事なことは、農家の収入をどう上げていけるかという視点を忘れないということで、ぜひお願いしたいというふうに思います。

今でも、いわゆる農家から原料が出てきて、それを一次加工、二次加工、三次加工しながら販売に回していくという、その流通はあるわけですね。農家の場合は、その一次品を出すときに市場単価で決まる。指し値もあるかもしれませんが、そこが自分たちで価格を決められない。いわゆる市場価格になってしまうところが一次産業の弱みでありまして、前の委員会でも言いましたけれども、そこに一手を加えると、これは市場

単価じゃなくて製品単価という形で定価を決めて売ることができるという状況に変わっていくと思います。

私は、これから先の一次産品をより収入を安定させていくためには、そういう一手間を入れたところが農家の収入につながるという形で、市場原理を壊せとは言いませんけれども、残念ながら今米の話も出ておりますし、いろんな話で、価格転嫁をなささい、価格転嫁をなささいと、物価高騰で人件費も上げて大変だけれども、価格転嫁をしていこうといったって、正直、一次産品はどうやって価格転嫁ができるのかと。価格転嫁ができないですよ。市場で、要するに競り値で決まってしまうわけですから、それを壊すというとおかしいですけれども、全部変えるわけにはいかないかもしれませんが、生産品の一部がそうやって定価で売れる、価格転嫁もして売れるようなものにつくり変えるというのを、農家側の視点、生産者側からの視点で、ぜひ考えていただきたいというふうに思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○林田流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

六次産業化といいますのは、一次産業であります農林水産業、二次産業であります加工製造業、それから三次産業であります小売業、こういったものが組み合わさって成り立つのが六次産業化でございます。

今委員がおっしゃられましたように、市場単価から製品単価にしていくということで、農家自身がその六次産業化をやるというのが、何かこれまでちょっと進められてきてたんですけれども、最近では、そこを分業化していこうというような考えも出てきておまして、そういった意味で、生産者のほうは、農林畜水産物をつくって、それを事業者に渡して、その地域が全体的に回るように、地域の経済が循環できるようにということで、今取

組とかを進めているところでございます。

ですので、市場単価に左右されないような単価で事業者も農林畜水産物を引き取ってもらう、そういうような仕組みづくりをつくっていききたいと私たち思っておりまして、今回のようなコンソーシアムの事業をつくったというところでございます。

委員がおっしゃられるとおり、最初の視点としましては、農家の収入、これをしっかり上げ安定させるというところに、今回の事業というのは、以前の事業よりも力点を置いているということやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○前川収委員 それはそれで結構ですけども、一番大事な部分は、その二の部分ですね。一掛ける二掛ける三が、二次の部分担当皆さん方は、一次の皆さんから買うときに、きちっと市場単価じゃない、いわゆる流通的な単価というんですかね、そちらで買うというところを示さないと、分業したはいいいけども、今までのように市場から取ってきますと言った瞬間に、これはもう成り立たなくなりますし、事業の目的そのものから外れてくるというふうに思いますので、そこはやっぱり掛け合わせながら、つまり二も三もですけども、事業体として経営側に農家も入っていったって意思決定ができるようにしてもらわないと、加工業者は、自分たちのいわゆる経営をよくするためには、材料として仕入れる農産品は安いほうがいいわけですよ。材料として仕入れる農産品はね。そこをしっかりと見てください。じゃないと、コンソーシアムの意味がないというふうに思います。分けてしまって、それぞれに力を入れていっても、結果として今までやってきたことと同じじゃないかみたいな世界にならないようには、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、畜産課のほうですね。

畜産課でも今までのやつを磨き上げるということでもありますけれども、黒牛の東京市場も成功していると私は思ってますし、ぜひ継続してやっていただきたいと思います。あか牛は、付加価値をつけるというお話がありますが、私、以前ここで、あか牛の要するに品質管理の面で見たときに、何にもランクがないじゃないか。つまり、黒牛については、判定制度があって、Aの5ランクが最高位で、それからは順番にその肉質を客観的に評価する制度があるんだけど、あか牛の場合はそれが無い。肉質を客観的に評価する制度がないというお話をさせていただきましたが、それは、今回のこの予算の中に入っているのかなと今想像してありますが、いかがでしょうか。

○安武畜産課長 畜産課でございます。

格付につきましては、これは全国一律で、黒牛もあか牛も全国一律でされてます。もう客観的な評価はされているという状況でございます。

ただ、今回のこの事業につきましては、これまで、黒牛とあか牛では、どうしても肉質に特有の違いがあります。

あか牛につきましては、赤身肉というのがありますし、程よいサシが入った、そこが今ヘルシー志向といいますか、赤身志向によって、消費者から非常に評価を得ているという状況でございます。ということで、子牛市場も枝肉市場も、黒毛和種よりも高値で取引されている。同じような格付であっても、黒牛の2等級、3等級と比べたら、あか牛の2等級、3等級のほうが非常に高値で高単価で取引されているという状況があります。

これを、さらに生産者とか流通業者から評価いただくように、この事業において、前川委員から、9月議会とか12月議会のとき御指摘いただきましたあか牛の評価ですね。それをこの事業の中でしっかりと県が位置づけ

て、そこをPRすることによって、あか牛の新たな価値につなげていこうという、そういう事業でございます。

○前川収委員 多分そうだろうと思いながら聞いたんですけども、やっぱりA5とかB何とかというその言い方というのは、基準は、基本的には黒牛、黒毛和種を基準にした言い方で、それとあか牛は基準として同じになるのはいいんだけど、あか牛の最高位はどこですかと言われると、黒より下になっている。いわゆる全国基準でいくと、黒より下になってしまうということが果たしてどうなのかというふうに思います。

用いられるデータは同じでありますから、その同じデータの中で、肉質を、等級ランクをずっとつけていかれるにしても、そのデータの見方を変えて、あか牛としてはこれが一番いいあか牛なんですよというものをある程度はつくっていかないと、これから非常に需要が多くて、あか牛はどんどんどんどん売れて黒より高くなっているというのは、今お話があったとおりで、大変ありがたいことだと思ってます。

私は、GIでも取ったほうがいいんじゃないかというふうに思うぐらいでありますけれども、その等級の見方を変えていかないと、当然、全国基準でいけば、A何とかB何とかだけでも、熊本のあか牛の中ではこれが一番いい目標とすべき肉質なんだというものを示してもらわないと、これから増頭対策もどんどんやっていって、あか牛も増やしていく中で、やっぱりみんながいいあか牛をつくっていくという、そのいいものがどこなのかというものを示すということがとても大事だと思いますので、ぜひそういった新しい基準づくりをやっていただきたいと思います。お願いします。

それと、2番は、すみません、私ばかり言ってますね。

代替農地については、もう後ほどまたお話があると思いますので、その中で、やっぱり民間でやってらっしゃる部分もありますので、そこを少し後押ししたほうが、より効率的に探していただけるというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それから、強い農業づくり、産地パワーアップ事業、39ページ、農産園芸課ですけれども、お願いしたいのは、点数制度その他でいろいろ難しいところがあって、中身はとってもいい話だけど、なかなか採択基準に乗っていかないという話は、もう御存じのとおりであります。

ぜひお願いしたいのは、今もそのつもりでいらっしゃると思いますけれども、伴走型で、農家の人たちがこういうことをやりたい、グループがこういうことをやりたいというのは、やっぱりちゃんと書類にして出さなきゃいけないわけですね。形にしなきゃいけない。そのときにやっぱりちゃんと伴走してあげると、アドバイスもしてあげるということがとっても大事だと思いますので、ぜひそのようにしていただければありがたいと思います。伴走型でよろしくお願いします。これは要望でございます。

以上です。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

○緒方勇二委員 部長の総括説明を読ませていただいて、木村県政の本格的な予算編成になって、食のみやこ実現のために、しっかりと人材育成、それから高付加価値化、その辺をしっかりとちりばめていただいた農林水産部の予算になってるなというふうに思っております。

その中で幾つかお尋ねしたいんですが、食のみやこのコンソーシアム事業ですね。これは流アグの。

これは、担い手支援課とも関係あると思う

んですけども、農業大学校と県立農業高校が連携するという話ですけども、担い手確保のために。県立高校にコーディネーターを配置するようになってますよね。ぜひ、農業普及員であるとか、六次産業化とか……（「何ページ」と呼ぶ者あり）これは、21ページの食のコンソーシアム推進事業、それと担い手支援課のほうでいけば、53ページのマル新の高校・農大・地域連携による就農促進事業、この辺に該当するんじゃないかなと思いますけども、ぜひ、農業高校の入学者の充足率も足りておりませんが、ようやく本腰入れて、県立高校の魅力化も含め、コーディネーターの配置をしていただきますが、ぜひ、農林水産部からコーディネーターをぜひ入れてほしいと思います。

今農業高校が、すごくいろんな意見発表やコンクールや事例発表等、特に全国大会レベルで一生懸命頑張って優秀な成績を収めてますが、それをさらに進化させる意味でも、ぜひ、高校の先生ばかりじゃなくて、農林水産部のほうからもしっかり後押しをしていただくためにも、コーディネーターの配置ができないかなというふうに思っております。

それから、その辺のことを2点、コンソーシアムの事業なんかでできないものなのか、担い手支援課のほうで、そういう未来へつなぐことも出てきてますし、その辺ができないものかというふうに考えておりますので、何か答弁いただければというふうに思います。

それから、畜産課にお尋ねしたいんですが、先般、保育園の隣に畜舎ができて、これ、すごく園児が喜んで、散歩道に畜舎をいつも行き交うんですね。これは、畜舎の特例事務事業とか、いろいろクラスターのことは出てきてないんですけど、何か簡易畜舎整備事業であったんですかね。これでやられてるんですよね。クラスターなんてなると大きな事業ですので、そうではなくて、すごく集落内にあって、あか牛も入れられてるんで

すよね、そこ。幼少の頃から、畜産のそういうことに慣れ親しんで、散歩道の中で本当にきれいに清潔な畜舎を造っておられます。うまいこと木材で造っておられますけれど、こういう事業で担い手の確保にもつながっていくだろうし、そういうことができないもののかなというふうに思っております。

G I登録も目指すとおっしゃいましたけれども、何も阿蘇だけがあか牛の産地じゃございませんで、人吉・球磨にも、かつては集落内には必ずあか牛がおりまして、その先鞭をつけるような保育園の隣にあか牛を入れる木造の畜舎ができ上がりました。そういう空間整備事業も、ぜひ食のみやこ実現のために頑張っていたきたいと思うんですが、流アグと畜産と担い手支援課、この辺からぜひ答弁があればお聞きしたいんですけど。

○林田流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

この21ページの食のみやこ熊本県創造コンソーシアム推進事業につきましては、六次産業化、こういったものを進めるための事業でございまして、先ほども申し上げましたけれども、生産者とか生産者団体、それから事業者、市町村、こういったものが一体となって、地域での経済循環をよくしていこうというような事業でございます。

今委員からおっしゃられました高校のコーディネーターというところというのは、ちょっと今のところ想定をしておりませんので、申し訳ありません。ちょっとこの事業での対応というのは難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○紙屋担い手支援課長 担い手支援課でございます。

農業大学校のほうで、新規にマル新で出しております高校・農大・地域連携による就農

促進事業に絡めて、地域の農業高校にコーディネーター、その役割を農林水産部のほうも担えないかというような御提案でございます。

実際のところ、農業大学校と農業高校の連携という部分については、非常に密に行われておりまして、年に数回、農業高校の場長、校長、副校長等を集めて、農業大学校と意見交換をする、さらには、学習の面でも、リモートでトータルで5年間、要するに農業高校3年、農大2年、そういった流れで、農林水産部というよりも農業大学校という、今後就農者を育成する流れの中で非常に連携を今強めた取組をやっているところでございます。

一方で、それぞれの高校に農業の技術の人間を配置というような、コーディネーターの配置ということになりますと、県職員という部分でいきますと、今かなり人材的にも厳しいという状況でございます。

一方で、実は、農大のほうには農業高校の先生が5名ほど来ていただいております、当然、2年から3年ぐらいおっていただいて、農大の学習の流れ、さらには、農業高校における学生の傾向、そういったものをその人事の交流の中でしっかりとつないでいただいて、農大から今度は農業高校に戻っていただいた後に、さらに、農業高校で、農大とはこんなにすばらしいところだと、どんな学習ができるんだということまでつなげていただく。その流れの中で、高校生、先ほど申し上げましたけれども、地域から卒業後就農してくださるような高校生、農業高校生を農大のほうに送り込んでいただくような流れをつくりたいということを必死で取り組んでいるという状況でございます。

具体的なコーディネーター配置というのは、なかなか人の限りがございまして、ちょっとイメージが前に進まないところではございますけれども、そういった今の取組をさらに来年度強めていきたいということで、この

事業を整理しているところでございます。

担い手支援課からは以上でございます。

○安武畜産課長 畜産課でございます。

緒方委員がおっしゃいました畜舎整備、通常考えられるのは、クラスター事業とか強い農業づくり交付金とか、こういうのは数億単位とか数千万の非常に事業費が大きい事業を対象とした事業になりますが、そこまで行かずに何百万とか何十万というのものもあるかもしれませんけれども、そういう事業も、国といいますか、農畜産業振興機構という独立行政法人がありますが、その事業の中で講じられております。予算的にもかなりある事業でございます、その中で簡易牛舎支援というのは行われておりますので、こういう事業も、億単位の畜舎整備と、それと、小規模ながら地域に根差した畜舎整備というのを一体的に整備することによって、肉用牛の生産基盤が図られればというふうに考えております。

以上でございます。

○緒方勇二委員 食のみやこのコンソーシアムでコーディネーターの配置、この事業ではちょっと難しいかなというお話でしたけれども、一次、二次、三次産業で六次産業化、商品開発で高付加価値化をしていくという六次産業のコーディネーターたくさんおられると思うんですね。フードバレーでもそうでしょう。そういう方が一番軟らかい発想でやるのは高校生だと思いますよ。そういうところからたくさん商品が開発されてますから、しっかりとふだんから、県立高校の農業系の学校、水産系もそうでしょう。そういうところに入り込んで育んでいただく。そして、引かれる林業という、先ほどありましたけれども、引かれる農業とか、六次産業化で引かれていくような、そんなコンソーシアムをぜひつくり上げてほしいなと思います。

そのことが、農大にも行くでしょうし、そのことが地域に根差した商品の開発にもつながるだろうし、多品目で小ロットで本当に少ないんですけども、魅力ある、磨き上げればすばらしい商品が生まれるんだろうと思うんですね。そういうことは、ぜひ高校の中からつくり出して育ててほしいなというふうに思っております。

それから、担い手のほうも同様なんですけれども、簡易畜舎の事業は、これは多分保育園と連携したと思いますよ。もともと開拓団が運営していた保育園ですから。ですから、地域のそういう情勢なんです、これ畜舎造ったの。で、2,000万でした。ですから、1,000万の補助ですね。ですから、そういうことをもって、小さいときから牛さんの鼻をなでにたくさん来てますから、そういうことから育てていく本旨に変えたほうがいいと思いますね。

多頭飼育する数億円の畜産団地造って、なかなか寄りつけないような空間よりも、集落内にきちっと昔ながらのそういう空間もあっていいのかなと思いますので、そういうときから育てていかないと、本県の農林水産は、先伸びが楽しみな県でありますけれども、そういうときから育てていただきたいなというふうに思いますので、そのことを要望して終わります。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

○亀田英雄委員 説明ありがとうございます。

冒頭に部長から今年の方針を聞きまして、非常に楽しみにしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

その中でございますが、私なりに楽しみにしていた部分で、昨年に比較して減った部分について、数点お尋ねしたいと思います。減額の理由ですね。そのような中で、今年的事

業の展開というものをお聞かせ願えればというふうに思います。

まずは、農産園芸課の35ページです。

い業振興対策費ということで、950万の減額でございます。今回の議員提案でイグサのことが提案されるということで、議会のほうも、そのような取組をする中で予算が減額されると。その理由について説明をお聞かせ願いたいと思います。

あと、68ページ、むらづくり課です。

部長の説明にもありましたように、農山漁村の維持発展ということが大きなテーマで掲げられている中で、このむらづくり課は、その重要な施策の一つじゃないかと思うんですけども、全部減額なんですよね。その理由と今年取組をお聞かせ願いたいと。

あと、73ページ、森林整備課。

林政諸費も9,200万という大幅な減額でございます。

あと、83ページ、林業振興課の林業労働力対策事業費、これについては少額といえ少額なんですけれども、大事な部分じゃないかなというふうに思いますし、ICT技術活用促進事業ということの詳細な説明を少しいただければなというふうに思います。

以上です。

○山本農産園芸課長 農産園芸課でございます。

35ページのい業振興対策費、比較増減のところ950万ほど減少している、その理由はということであつたかと思っておりますけれども、この減額の主な理由につきましては、説明欄1のくまもと畳表価格安定対策事業、これが800万余減額になっているところでございます。

これが減額になりましたのは、くまもと畳表の価格安定対策事業については、契約数量に基づいて予算化をするというふうになっておりまして、今回、62万枚程度だったのが49

万枚に減少したということで、予算が減少したというものでございます。そして、残りの100万余については、2番、3番の事業の若干の減額というところでございます。

しかしながら、先ほど委員のほうから発言がございましたとおり、2月補正予算のほうで、イグサの流通販売に関する予算1,000万ほど計上させていただいておりますので、イグサの振興対策費としましては、2月補正、そして当初予算合わせますと増額になっているという状況でございます。

農産園芸課については以上でございます。

○大森むらづくり課長 むらづくり課でございます。

むらづくり課の主要な事業の減額の理由について御説明いたします。

まず、68ページでございます。

上から4段目の農村地域農政総合推進事業費、ふるさとの食継承・活用推進事業でございますけれども、3,000万ほど次年度に向けて減額になっております。

これにつきましては、本年度、令和6年度については、ここの3,000万で棚田地域の振興の事業がございます。この棚田地域の振興事業につきましては、現在、棚田法が今年度までの時限になっておりまして、今国会のほうで法律の改正について議論がなされているところでございます。そのため、その法律に基づいて行う事業については、当初の予算要求には計上を見送っているというものでございます。

その下、山村振興対策事業費については、中山間地域等直接支払事業でございます。

これについては、農地面積、農用地面積に基づきまして、要望をして予算を計上するものでございまして、来年度の聞き取った地元の要望に基づきまして計上しているというものでございます。

その次、69ページ、おめくりいただきまし

て、上から2段目、農作物対策推進事業費でございます。

これは、鳥獣対策の関係の予算でございますけれども、450万ほどの減額というところでございます。

こちらについては、先般の先議でも御説明申し上げましたけれども、実績を見ますと、毎年2月議会において減額の補正をさせていただいているというところでございます。そういった実施状況などを鑑みまして減額をしたものということでございます。

ただ、この事業の中は、来年に向けて一部内容を見直しておりまして、新たに県独自の取組というのも盛り込んでおります。国の予算にはない県独自の取組といたしまして、ICTを用いたモデル地区というのを選定いたしまして、そのモデル地区を育成して、さらに鳥獣対策を周辺に波及していく、そういったものも新たに盛り込んでいるところでございます。

次に、4段目でございます。

農業構造改善事業費、こちらにつきましては、中山間地域総合対策事業ということで、RMO形成のための予算でございます。

こちらについては、今年度の補正予算が活用できましたので、その前倒し分が減額になっているというような状況でございます。

最後になりますけれども、次の70ページの3段目でございます。

農地・水・環境保全向上対策事業費、こちらにつきましても多面的機能支払いということで、農地面積に応じて交付金を交付するというものでございますが、来年度の要望などを聞き取りましたところ、この額ということで、必要額を計上させていただいているというものでございます。

以上でございます。

○宮脇森林整備課長 森林整備課でございます。

73ページ、林政諸費の前年度からの減額というところについて御説明させていただきます。

この事業につきましては、説明欄にございますとおり、幾つかの主要事業がぶら下がっておりますけれども、幾つか理由はあるところではあるんですけれども、主要なところを申し上げますと、例えば4番とか5番とかという事業ですと、国費を活用した事業となっておりますけれども、こちら、地元からの御要望ですとか、そういったものを踏まえて予算要求をしているというところがありますので、前年度に比べて、そういった要望が少なかったというところが上げられますし、特に大きいのが、74ページの説明欄の5番の五木村グリーン成長加速化総合対策事業でございます。

こちら、中には幾つかいろんなメニューがぶら下がっておりますけれども、主立ったところで申し上げますと、例えば、五木村にある県有林の伐採跡地に、成長に優れたり、あとは花粉症対策に資する低花粉の杉の苗木を植えて、後年度にわたって、その成長量ですとか花粉の飛散量のモニタリングをしていくとか、そういった事業がございますけれども、その造成自体が、令和6年度に、多くの予算を使って、事業費を使って実施して、来年度以降は、モニタリングをしていくということで、比較的予算は少なめで済むというところがございますし、あとは、森林、保全林をゾーニングして適切に管理していくというところにつきましても、五木村でモデル的に保全対象とすべきエリアのゾーニングの方法を今検討しているところでございまして、その成果を来年度はほかの市町村に普及していくということで、これも比較的少ない予算で実施可能ということで、今年度実施したものを、来年度以降、低予算で普及なり広げていくというところで取り組んでいきたいということで、額としては減額となっております。

ます。

以上です。

○野間林業振興課長 林業振興課でございます。

委員の御指摘の、まず83ページを見ていただきまして、林業労働力というお話もありましたので、ここのページですね。1段目の林業振興指導費というところが2,000万程度の減額になっているというところでございますが、そのすぐ下、いろいろな事業がこれもぶら下がっております、労働力に関しては、その2段目見ていただくと、ここは前年度よりも多くというようなことになっております。

85ページを見ていただきますと、これもぶら下がった事業でございますけれども、この木材関係の事業になっております。ここが3,700万ほど前年度に比べて下がっているというところで、トータルとして2,000万ぐらい下がっているというようなことなんですけれども、この木材のところでは、木材関係の事業が、2月補正でもこちらが想定してたよりも手が挙がらなかったというような事業もございましたので、その分を減額したということも踏まえまして、今回、当初予算を組む場合に前年度よりも一部減額になったというような事情がございます。

林業振興課からは以上です。

○亀田英雄委員 説明ありがとうございます。

イグサのほうは、地元のほうは、もう大変疲弊しとるというのがもう現実です。やめるような人も大変多くなってきておりますし、日本の文化ですので、補助金もですが、あと高く売れるような仕組みですね。そのような仕組みづくりというのものにも一考を案じていただければなというふうな要望をいたしたいというふうに思います。

あと、むらづくり課なんですけれども、いつも質問しまして大変申し訳ないんですけれども、担当課のほうにはしっかり頑張っているという認識はあるんですが、地域に人が住みやすくなる、住み続けたいという環境を、そこで醸成していただきたいというような気持ちですので、しっかり地域に人が住み続けるという環境をつくっていただきたいなというふうに思います。

あと、林業のほうなんですけれども、昨日の熊日のコラム、読みなりましたか。（「はい」と呼ぶ者あり）その中で、過去10年間の成長産業は林業だということでございますので、そのようなことも含めて、ぜひ熊本県からこのような発信がもっとできればなという思いですので、しっかり頑張ってくださいなというふうに思います。

以上です。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

○岩中伸司委員 27ページですかね。

これは、一般質問でも私はやったんですが、有機農業を熊本県はそれなりに頑張っていて、全国的には優位な形ですけれども、今回新しく有機農業生産拡大加速化事業ということで、国庫支出金も含めて900万、金額は小さいんですけれども、先ほど説明はいただいたんですけれども、もう少し具体的に。

現在、私は、有機農業というのは難しいなというふうな思いでいるのは、生産者がなかなか収益が上がっていかないんじゃないかという心配をしているんですけれども、その辺の現状なんかもちよっと聞かしていただければと思います。

○上村農業技術課長 農業技術課でございます。

有機農業についての御質問でございます。

27ページの有機農業生産拡大加速化事業に

つきましては、今委員の御指摘があったように、有機農業をしようと思っても、なかなか進めづらいところがある。その中の一つとしては、やはり指導者がこれまでの観光農業的なところでの指導はしっかりやってきてますけれども、有機農業になってきますと、やっぱりいろんな技術力とか、環境の状況とか、土壌の状況とか、そういったことまで加味しながらやっていって、観光レベルまでの収量は得れなくても、経営が安定するような収量、品質が取れる方法はあるのかといったことを指導できるような、そういった指導者を育成していきたいというのが1つ、それから、いろいろな相談があったときの相談窓口になるような、そういった場面をつくっていききたいというのがこの事業の中の主な取組でございます。

ただ、当然、この事業の中だけではなかなか進みません。一番大きいのは、やっぱりインセンティブが何なのかという話になりまして、国のほうでは、有機農業に取り組む場合に、環境保全直接支払交付金がございますけれども、その交付金の中で有機農業に取り組もうとした者に対しては、10アール当たり1万2,000円の交付が行われます。以前は8,000円だったんですけれども、これが今年度、近年では1万2,000円。どうも来年度は、これが1万4,000円まで上がるみたいです。

ですので、そういったインセンティブがあるのと、あと、今観光農業の栽培をやってますけれども、それを有機農業に変えたいとおっしゃる方については、別途1年間、1作分だけですけれども、2万円の交付が出るようなやり方もあります。有機に転換するというやり方ですけれども。

そういったことで、農家さんが取り組むときに、新たなやっぱり機械を入れなくちゃいけない。例えば、除草が、今まで除草剤だったのを除草機に変えとか、いろいろ手法の中でお金やコストがかかる部分もあったりし

ますので、それから、ちょっと収量が落ちるとか、そういったところもありますので、そこを少し埋め合わせるようなインセンティブはあります。

ただ、それでもなかなか、売れなければいけないので、今県として考えてますが、農協とかにどかって出して売ればいいんですけども、なかなかそういう場面がないので、皆さん、有機農業の方々、個々に売ってらっしゃるような場面がございます。それを、ちょっとハブみたいなのところをつくって、ここに出せば、ある程度そこから量販店とかに出していけるような、そういった流通の仕組み、その辺も今やろうということで取り組んでございます。

やはり安心して出荷できて、しかも生産者からもある程度高く買っていただくような、そういった取組をしていくんですけども、その中で、これが有機なんだよ、これが熊本県の環境に優しい農業のやり方をやっている商品なんだよということを言うために、じゃあどうしたらいいのかということなんですけれども、そこには一つやっぱりマークが必要じゃないかなということで、昨年度からですかね、くまモンに「地球にやさしい」というフレーズが入ったやつとか、「くまもとグリーン農業」というフレーズが入ったくまモンが麦わら帽子をかぶった、そういったマークをつけることでやっておりますので、そういったマークをつけていただきながら、環境に優しい農業を目指している農家さんたちについて、消費者が、ああ、これがそういう商品なんだというものを手に取ってもらって、少しでも——高くてもそういったものがやっぱり必要、農業場面では必要だということを認識していただくような取組を行っているところでございます。

以上でございます。

○岩中伸司委員 ありがとうございます。

今課長おっしゃったとおりに、そういう大変な事業に思うんですけども、一番は、おっしゃった、消費者がどういう認識でいるのかということだと思うんですね。やっぱり有機農業で育てた生産物がどんなにやっぱり我々の体にとって安全、安心なのかということの認識が、一般的には、もう今は特に物価が上がってるので、もう安いもの安いものを求めていく消費者が圧倒的に多くなるというのは、ある意味では経済的に仕方がない部分もあるんですけども、もっとやっぱり認識を深めるようなそういう環境をぜひつくっていただきたいし、私たちもその意味では頑張っていかなければいけないと。

私も、1反ばかり借りて有機農業でやっていまして、少しプロになっているかなというそんな感じですけども、今後ともよろしくお願いしときます。

○吉田孝平委員長 要望でよろしいですかね。

○岩中伸司委員 はい、要望です。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。
——よろしいですかね。

なければ、以上で質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第36号、第45号、第46号、第75号及び第76号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第36号外4件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 御異議なしと認めます。
よって、議案第36号外4件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が3件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○藤由農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

報告資料の①をお願いいたします。

農、林、水の各基本計画の改定につきまして御報告させていただきます。

こちらの昨年12月に作成されました県の基本方針に基づきまして、農林水産部では、食のみやこ熊本県の創造による稼げる農林畜水産業への取組に注力することとしております。

今回、農、林、水の3部門における各基本計画も改定時期となっておりますので、現行計画の成果とともに、新しい計画案の概要を御説明申し上げます。

A3資料の1ページを御覧ください。

ここでは、現行の各基本計画の主な成果について整理しております。

左側の取組方針欄、上段の農業では、1としまして、時代の変化に対応した稼げる「くまもと農業」の確立、それから、2、中山間地域等における魅力と活力あふれる持続可能な農村づくりを大きな柱としまして、施策を推進してまいりました。

その右のほうになりますが、主な成果欄につきまして、スマート農業の技術開発や普

及、魅力ある農畜産物の生産力強化などの進捗を記載しております。

また、成果の欄の一番下のところにあります中山間農業のモデルとなる地域も増加しております。

次に、中段になりますが、林業につきまして、森林資源の持続的な利用による稼げる林業の実現、林業を支える“山の人財”づくりなどに取り組みまして、右側にございますが、成果としましては、スマート林業を導入した事業体、それからJAS製材品出荷量が増加しております。

一番下になりますが、水産業に関しましては、水産業を支える人づくり、水産資源の持続的利用と水産基盤づくりなどに取り組みまして、右側になります、こちらの成果の例えば2項目めのICT自動給餌システムの導入拡大による省力、安定生産等が図られております。

このような形で、農林水産各分野につきまして、多くの成果が得られた一方で、なかなかちょっと難しいところが、成果の欄の農業では上から4番目、4項目めになります。そして、林業では上から2項目め、水産では1項目めにございます担い手の確保、育成につきまして、これが共通して非常に厳しい結果となっております。

この担い手の確保、育成に関しましては、次の新しい計画案で、特に重要な事項として位置づけまして、取組を強化してまいりたいと考えております。

それでは、2ページをお願いいたします。

令和9年度までの4年間の各分野における次の次期基本計画案の概要構成について御説明申し上げます。

資料の上段の左側にございます、これまでの取組と成果につきましては、今し方御説明いたしました主な成果を取りまとめたものになっております。

その隣、真ん中の情勢の変化等に関しまし

ては、国の食料・農業・農村基本法の改正ですとか、県の新しい基本方針の策定に加えて、半導体企業進出、それから4年連続の赤潮被害の発生、こういった生産環境の変化などを例示しております。

このような情勢の変化を踏まえまして、その右側にまとめております課題を整理しまして、次の基本計画につきましては、3つの計画全てにおきまして、真ん中、ピンクで書いておりますが、食のみやこ熊本県の創造を大きなテーマとして掲げております。

こちらは、説明欄にございますとおり、豊かな自然や食文化を生かし、親元就農をはじめとする担い手の確保、育成、高付加価値化を目指した生産から販売に至るまでの過程の磨き上げ、商工や観光業との連携などの取組を進め、稼げる農林畜水産業を実現することとしております。

そして、3つの各基本計画における食のみやこに関連する主要な取組に関しましては、同じくピンク色で薄く色をつけております全ての計画に関わってくるということになっておりまして、そのうち、特に重要な担い手確保、育成の項目につきましては、全ての計画で上位項目というふうに位置づけております。

水産のみに関しましては、その前に赤潮対策をしっかりやっていくということで、さらに上位に置いているということになっております。

各計画を簡単に御説明いたしますと、オレンジ色で書いておりますこちらは、熊本の食料・農業・農村基本計画につきましては、食のみやこ熊本県の創造に向けた稼げる農畜産業の実現に向けて、大きな2つの柱を設けまして、6つの施策で整理をしております。

国の基本法の改正も踏まえまして、食料の安全保障に係る本県の取組をトピックとして下のほうに書いております。

その右側になりますけれども、右側の森

林・林業・木材産業基本計画におきましては、持続可能な森林経営と新しい価値の創造を目指しまして、5つの施策を整理するとともに、緑の流域治水についてトピックとして記載しております。

その下になります青い色での水産基本計画では、海洋環境の変化やリスクに強い「くまもとの水産業」の実現としまして、4つの施策を整理しております。緊急の課題として、頻発する赤潮への対応に取り組むこととしております。

次に、資料の一番下の左側になりますが、今回の主要な指標案を記載しております。

特に、担い手確保、育成、それから高付加価値化の指標の達成に向けて、各種施策に取り組んでまいりたいと思っております。

それから、一番右側になりますが、改定までのスケジュールを記載しております。

今後、パブリックコメントを実施させていただきまして、6月の改定を予定しております。

この各基本計画の詳細な本体につきましては、パブリックコメントの前に委員の皆様にご覧に送らせていただきたいと思いますと思っております。

農林水産政策課は以上でございます。

○野入農村計画課長 農村計画課でございます。

報告資料②の営農継続に向けた取組について御報告いたします。

1ページをお願いします。

上段枠囲みですが、菊池管内の農地転用面積は239ヘクタール、関係農家は、これまでに56ヘクタールの代替農地を確保されております。

昨年12月から、菊池管内の畜産農家470戸に農地確保や営農意向に係る調査を実施しております。

その中で、飼料作農地の減少が144ヘクタール、農地が減少または影響を受ける見込み

の農家で、旧大津牧場跡地を活用した代替農地での作付希望が、8戸、49ヘクタールありました。

左側Ⅰの農地確保対策のマッチング支援では、今後、地域計画の情報を踏まえた取組を進めてまいります。

農地整備支援では、県がモデル的に基盤整備に取り組むとともに、代替農地となり得る林地を含めた候補地の広域的な調査にも取り組んでまいります。

右側Ⅱの畜産農家の営農継続対策では、実態意向調査の結果を基に、営農継続に向けた全体構想を策定し、本年5月の政府提案を予定しております。

次に、3ページをお願いします。

3ページの(1)ですけれども、作付希望をされた農家の方からは、さらなる企業進出などを踏まえ、これまでに影響を受けた面積以上の農地を確保したい、また、まとまった面積の農地が欲しいなどの御意見がありました。

(2)では、希望されない農家からは、距離が遠い、影響を受けていないなどの御意見をいただいております。

4ページをお願いします。

5の旧大津牧場跡地での造成可能面積ですが、牧場跡地面積は約26ヘクタール、そのうち、既にソーラーパネルの設置や急傾斜の区域、また、既に耕作されている3名の耕作面積を除きますと、基盤整備により新たに作付可能となる面積は、最大で5.6ヘクタールの見込みです。

6のスケジュールですが、関係機関及び作付希望農家との詳細な調整を踏まえた事業着手、牧場跡地周辺の林地などを含めた基盤整備の可能性調査及び所有者との調整、菊池管内及び周辺6市町村を対象とした広域的な候補地調査、これらを計画的に進めてまいります。

農村計画課は以上です。

○安武畜産課長 畜産課でございます。

5ページをお願いします。

畜産営農継続に向けた実態意向調査の中間報告でございます。

今回の報告は、令和7年1月28日時点で集計し、取りまとめた内容です。

調査対象は、菊池管内の肉用牛、酪農、全畜産農家470戸を対象としました。

方法は、郵送、ウェブを基本に、影響の大きいと思われる農家49戸に対しては、戸別訪問し、聞き取り調査を行いました。

調査項目は、現在の経営の概要として、飼養頭数、後継者の有無、自給飼料及び家畜排せつ物の処理状況、また、半導体関連企業進出の影響として、農地の減少面積、原因とその対策、交通量増加の影響及び課題、さらには、経営の状況とともに、将来の意向として、飼料確保の見通しとか、あと家畜排せつ物処理の方向性等について調査を行っております。

6ページからは、調査によって明らかになった結果を掲載しています。

左のグラフは、農地減少による課題として、左の白の棒グラフが現在直面している課題、右の青の棒グラフが将来想定される課題を表しています。

飼料の確保が、現在、将来とも最も多くなった結果となっておりますが、企業進出や住宅の増加、混住化により、堆肥や液状のふん尿混合物であるスラリーの散布先の確保や臭気対策といった畜産環境に対する課題が大きく増加した結果となりました。

右のグラフは、今後の経営規模の意向になります。

全体的に、維持との回答が一番多くありました。縮小、廃業の意向を持つ農家もある一方で、規模拡大したいという回答をした農家も一定数ありました。

今後は、経営規模を拡大、維持したい農家

が、どのような課題を抱えているのかを詳細に分析した上で、対策を検討してまいります。

7ページをお願いします。

農地が減少する中、今後、家畜排せつ物処理を行う上で、実施を希望する対応方法として最も多かったのは、個別対応での堆肥舎の増設及び補改修を望む意見が多くありました。

一方で、共同利用では、堆肥センターが稼働している菊池市、合志市では既存施設の活用、改修を望む声があり、大津町では新規建設を望む意見がありました。

このような結果から、畜産農家の家畜排せつ物処理の実態や既存施設の有無といった立地条件を考慮し、個別対応と共同利用施設の活用による2段階での対策を検討する必要があると考えています。

畜産課は以上でございます。

○紙屋担い手支援課長 担い手支援課でございます。

③の新規就農者の状況について報告させていただきます。

資料を開いていただきまして、1ページをお願いいたします。

今回の調査期間は、令和5年5月から令和6年の4月までの1年間でございますが、この間の新規就農者の数は376人と、前期に比べて26人減少しております。

内訳を就農形態別に見ますと、自ら営農する新規自営就農者では、新規学卒就農やUターン就農といった親元就農者が減少し、非農家出身の新規参入者は微増、前年比17人減の203人となっております。一方、法人等の新規雇用就農者数は、9人減少し、173人となりました。

今回、学卒者の減や雇用就農者が減少した理由として、要因としましては、コロナ明けで景気が上向きとなり、求人率が上昇してい

る状況から、他産業との人材獲得の競合や資材価格高騰等により、雇用を控える経営体が増えているのではないかと分析をしているところ です。

下のページ、年齢別の状況では、20代の就農者が140人と最も多く、10代から30代までが全体の約7割を占めております。

年齢別に就農形態を見ますと、新規学卒就農者及び新規雇用就農者は20代で多く、Uターン就農者、新規参入就農者は30代で多くなっております。

3ページをお願いいたします。

地域別の状況です。

地域別では、菊池地域が75人と最も多く、次いで、阿蘇、熊本、八代と続いている状況でございます。

下のページ、営農類型別では、施設野菜が、Uターン、新規参入など、新規自営就農を中心に116人と、全体の約3割を占めています。次いで、畜産が新規雇用就農を中心に88人となっております。

5ページをお願いいたします。

新規自営就農者の定着率、定着状況ですけれども、表の右側の赤枠に、今回の調査をした就農5年目までの離農率を記載しております。離農率は、計の欄のとおり、3.8%と、前年同様低い水準を保っており、一定の定着が図られております。

新規就農者の概要は以上でございます。

下のページについては、本県における来年度の当初の新規就農者確保に向けた取組を示している状況でございます。

今後とも、新規就農者対策にしっかり取り組んでまいります。御指導よろしく願います。

説明は以上で終わります。

○吉田孝平委員長 以上で執行部の報告が完了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○前川収委員 さっきちょっと話をしたところでありますが、資料の②番の営農継続に向けた取組の中で、1ページに、これまでに関係農家は約56ヘクタールの代替農地を確保したと。うち、県市町によるマッチングが4.8ヘクタールということでありました。

以前から、県の報告では、マッチング事業によっては4.8ヘクタールが使っていただく代替農地として確保できているという話を伺っていましたが、私の生活感、地域で同じ地元ですから、そんな少ないはずはないなというのをずっと思ってましたら、やっぱりその約10倍を、地元の人たちが、自分たちの営農、自分たちの仕事でありますから、ちゃんと民民で確保しながら、これだけ56という数字を——うち、4.8は県市町村のマッチングですけれども、確保してきていただいているという、この現状をやっぱり重く受け止めるべきだと思ってまして、やっぱり自分たちの生活の中にある情報力というのは、県や行政が持っているものとはちょっと質の違う情報力であると思います。

先ほどの、この調査の畜産の話の中でも出てますが、将来廃業を希望するということも、彼らの情報の中にはもう織り込んであるんですね。正式な話じゃなくても、どうもそろそろやめらすばいて、あそこの畑は空くらしい、田んぼは空くらしいという話もありますので、ぜひ、この民民による代替農地の確保について、しっかり政策課題に取り上げて、これは行政がやるんじゃないから、民民だから知らないじゃなくて、しっかりそれを後押しできる方法を考えてほしいと思います。

先ほど言いました軽微な農道であつたり、進入路であつたりとか、あと、あぜを取ったりとかいう、そういったこともそうありますけれども、それがやりやすい環境をしっか

りつくっていけば、今まで、その力を借りなくとも50ヘクタール以上の代替農地をつくってきたわけですね。民間の人たち、民民で。それをしっかり後押しすることやっていたら、できればとてもありがたいし、それがうまくいけば、もっとこの代替農地の確保というのは進むというふうに思いますので、その点について、ひとつお願いしたいと思います。

それから、③番の自営農家の定着率についてであります。新規就農者の状況について、5ページですね。

この表を見れば、5年間で1,200人の就農があつて、3.8%、46人が離農なされた。非常に定着率が私は高いというふうに評価しております。これまでの取組の成果とは思いますが、しかし、どだい、分母になる就農者数が1,200人というのが、若干物足りないという感じはしておりますが、一つの指標として、この資料には全国の状況が見えてなくて、全国的な平均と比べれば、熊本がどうかというものを出示してもらおうと、非常にその取組の比較ができるというふうに思いますが、もしあれば口頭で教えていただきたいと思います。

以上です。

○野入農村計画課長 農地確保対策のほうでございますけれども、こちらは、私もマッチングやっている中で、対象が今まで耕作放棄地を対象にやりましたというところ、委員御指摘のとおり、農家の方それぞれのネットワークの中で確保をやってらっしゃると。

私も、今後ですけれども、今、3月までに各市町村で地域計画をおつくりになられてるんですが、その地域計画の中で、今後の将来目標地図という部分で、規模を縮小される、または、ちょっと廃業を考えていると、そういうような部分が地図上に見えてきますので、こころを私どもも活用させていただいて、マッチングのほうをまた進化させてい

きたいと思っています。また、加えて、先ほどありました基盤整備のほうも後押しができるように整理をしていきたいと思っています。

以上でございます。

○紙屋担い手支援課長 新規就農者の定着も含めまして、全国の数字ということでございます。

新規就農者の数の推移につきましては、実は県の調査の期間と少しずれがございまして、現在直近で出ておりますのが、R5年の2月からR6年1月という数字が出ております。新規就農者の取扱いについては、積み上げではなくて国のほうが計算をしておりますので、全く一緒とは言えないんですけれども、実際に、前年度から次の期に向けて、減少率で言うと、新規就農者の数が5%減と、熊本県が6%減という状況でございまして、ほぼ同じような状況にあるのかなというふうな認識でございます。一方で、定着率の部分については、実は全国の情報がございません。

ただ、一方で、定着率につきましては、ほかの産業分野でいきますと、これは、過去3年間、3年目までの定着率等々で、ほかの産業分野でいきますと、離職率がやはり2割ほどあるという状況を、こちらとしては比較対象としてさせていただいております、それに対しまして、3%、4%で何とかとどめているという状況があるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○前川収委員 前段の部分は、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それから、今お話をいただきました新規就農者の話であります、できれば、全国平均を、それは県に言っても仕方ないかもしれませんが、全国的な統計を取りながらやらないと、政策効果が見えにくいというんで

すかね。どういう政策を取ったら、一番その効果が出るのかということも、それぞれの県でもやっぱり見えにくいんだろうなと思いますので、できれば国のほうにも全国的な統計を出してもらって、そういう要望を出していただいて、なおかつ、その上で熊本県の現状を比較していけば、足らざる部分や優れている部分というのが見えてくるというふうに思います。評価してますけれども、何と比べて評価するのかというのが比べようがないものですから。

しかし、一般の職業の離職率からすれば、新規就農者は3%台、4%ぐらいで収まっているというのは非常に高いということだと思いますが、これから、親元就農を含めて新規就農者がいなければ、産業として成り立たなくなるとというのが農業の現状でありますし、食料・農業・農村基本法の中にも、今度はしっかりと食料の安全保障という定義が入れられましたが、安全保障をやっていくためには、作る人がいなければ安全保障なんかできないわけでありますから、そういったこともしっかり調べてもらえればと思います。

以上です。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

○緒方勇二委員 新規就農者の件ですけれども、この定着率の話ですね。

これは、6年目以降の数字がまさにちょっと大変なんじゃないかなというふうに考えてます。3.8%、他の産業にしても、3年以内の離職率は非常に高うございますけれど、6年目以降が、これが本当のところだろうと思いますので、その辺がもし分かれば、そこにきちんとサポートしてあげないと駄目なんだろうと思います。

それから、その前のページの、非常に新規で入られる方が畜産も多いし、施設野菜にも多いですね。稲作。耕畜連携の部分でいく

と、将来的に非常にひずみが出るんじゃないかなと思ったりもするんですね。その心配がこれで見えるんですけども、先ほど簡易畜舎事業のことを言いましたが、若い人が、削蹄師、そういうのに飛び込んで、それから畜産に入る人、結構いるんですよね。こういう担い手は非常に大切にしていけないかぬし、若い人たちのネットワークで削蹄師で自前でしてて、それから親方のところで修行して畜舎を簡易畜舎事業でしたい。だけれど、簡易畜舎整備事業が、たしかもうなくなったんでしょう。そういう話を聞いておりますが、何かその辺のことも含め、6年目以降へのしっかりとした支援をしとかなないと、5年目までの定着率は非常に高うございますけれど、その辺のことがちょっと何かあれば教えてください。

○紙屋担い手支援課長 御指摘ありがとうございます。

6年目以降の就農の状況については、これは、実は実態調査と併せて就農の調査を追っかけてやってるんですけども、正直言いますと、6年目以降の方々までは手が及んでいないという状況でございます。今後検討させていただきたいと思います。

一方で、やはり御指摘のとおり、就農の時期がだんだんだんだん過ぎて、経営がどんどん進んでいきますと、やはり就農の状況からすると、離農、もしくは、例えば独立自営から雇用に移られたり、逆に雇用就農から独立されたり、いろんな形態の変化があっているというふうに伺っております。そういったところも含めて、今後分析をしていきたいと思えますし、もう1点、営農類型別のお話、おっしゃられるとおり、施設園芸や畜産はたくさんいるけれども、稲作の部分の就農というのは少ないという御指摘でございます。

これは、一つ構造的な課題がございまして、御承知のとおり、稲作というのは土地利

用型、土地利用型ということは、土地の多くを、ある程度一回経営を回していくためには確保しなければならない。確保するためには、新規就農、新規参入の方、多くの面積を一遍に土地を借りるというのは非常に難しいというハードルがございます。ですので、実際のところ、この稲作に入られている方々は、ある意味、複合経営もしくは親の経営がベースにあって稲作もやっていただいている、そういった方々が入っている。

今後、地域営農組織等の後継者も含めて、若い方に稲作分野に入っていただきたいというふうには認識しておりますので、引き続き取組を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○吉田孝平委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

○斎藤陽子委員 先ほどの前川委員の食の安全という視点から、私もちょっと一つ心配事がありまして、①番の計画の中なんですけれども、最初の次年度の計画のところ、食のみやこ熊本の部分。農畜産物の高付加価値化の③番、地産地消になるのか分かりませんが、最近、給食の納品をする業者さんが、価格高騰ですとか、いろんな農産物が何か取れないと、暑さとかでメニューどおりの物がなかなか納品ができないということも聞いております。プラス、もうやめようかなと、価格が合わないの、ちょっとできないということで、納める業者さんが本当に厳しくなっているという声を聞いてます。

それに合わせて、無償化の話等もあるかと思うんですけども、ぜひ、そういったところは、教育委員会もしくは市町村の話になるかもしれませんが、農業という視点でも、ぜひ関わりを持っていただきたいというふうに思っています。

そういったところで連携等をされて、そう

いう課題等にも今取り組んでいただけてるのかも含めて、ちょっと御意見を聞きたいなと思いました。

○林田流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

学校での地産地消につきましては、今委員おっしゃられましたとおり、主は教育委員会のほうでやられてますけれども、同時に連携して私どもでも取り組んでおります。子供たちを対象とした地産地消の啓発イベントなどは、そういったことで幼少期からの地産地消あたりも進めているところです。

教育部署と連携しました取組としましては、学校給食会も含めて、学校給食会と教育委員会と農林水産部で連携を取りまして、県産食材を利用した加工品開発、こういったものも進めておりまして、地産地消というのも進めているところです。

具体的には、八代のトマト、こういったものを活用しまして、学校給食会が、トマトの加工品でありますパンとか、あとはゼリー、こういったものを作りまして、学校へ納品するというような取組も進めているところでございまして、これからも連携しながら——ちょっと価格の面は、こちらのほうではどうしようもないのかもしれませんが、極力連携しながら、学校給食に力を入れていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○藤由農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

給食との連携は、今林田課長が申し上げたとおりでございます。

価格形成に関しまして、食料の安全保障という視点で、今ちょうど国のほうで関連法案の改正が閣議決定をされて、今衆議院で議論されているという状況でございます。

その中では、基本的には売手と買手がしつ

かりコストを意識して売買をやっていくと。それに対して、国もしっかり監視をしていくというような内容になっております。その意味で、その買手の意識というのは非常に大事でございます。この辺りの意識啓発につきましては、県としてもしっかりと取り組んでまいりたいと思っているところではございますが、当然、そういった公的な買手になる、そこについては、当然、そのコストを意識した購入というのが必要になってこようかと思っておりますので、今林田課長からもありましたが、教育委員会ともそこはしっかり連携を取りながら進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○斎藤陽子委員 ありがとうございます。

菊池地域は、子供がちょっと増えているという現状もありまして、大津町で言いますと、給食だけで1日5,000食の食材を集めなければいけないというところになってます。例えば、夏にタマネギを何百キロと集めるというのは、1日当たりでも相当なことです。あと、企業が集積してまして、企業の食堂も大変増えているんですね。

そういった意味で、昼だけの食材でも相当な食材を集めなければいけないという状況になってますので、ぜひ、そういったところも、できれば地域の食材で回していければいいのかなというふうに思いますので、引き続きよろしく願いしたいと思います。ありがとうございます。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 なければ、以上で質疑を終了いたします。

ここで私のほうから、12月定例会の委員会において、取りまとめを御一任いただきました令和6年度農林水産常任委員会における取

組の成果について、お手元に配付のとおり案を作成しましたので、御説明します。

この常任委員会における取組の成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から提起された様々な課題や要望等の中から、執行部の取組が具体的に進んだ主な項目を取り上げ、3月に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等について、前田副委員長や執行部とで協議し、当委員会としては7項目の取組を上げた案を作成いたしました。

もちろん、ここに記載の項目以外の提案された課題や要望等についても、執行部で調査、検討等をおこなわれますが、ここに上げた項目は、具体的な取組が進んだものなど代表的なものを選定しております。

それでは、この案につきまして何か御意見等はございませんでしょうか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 それでは、この案でホームページへ掲載したいと思しますので、よろしくお願いいたします。

なお、掲載までに、簡易な文言の修正、時点修正等があった場合は、委員長に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員から何かございませんか。

なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして第6回農林水産常任委員会を閉会いたします。

午後0時23分閉会

○吉田孝平委員長 本委員会の執行部のほうで、本年3月末をもって役職定年される方が

3名いらっしゃいます。

それぞれ一言ずつ御挨拶をいただければと思っておりますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「はい、お願いします」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 それでは、一人ずつ、一言ずつで結構でございますので、よろしくお願いいたします。

（中尾森林局長、渡辺水産局長、大和森林保全課長の順に退任挨拶）

○吉田孝平委員長 お疲れさまでございました。

なお、今年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、前田副委員長はじめ委員の皆様方の御協力をいただきながら、委員会の活動を進めてまいりましたが、各委員におかれましては、県政の抱える重要な諸問題につきまして、熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。

また、千田部長をはじめ執行部の皆様におかれましても、委員会においては、常に丁寧な説明と御答弁をいただきまして、心から御礼を申し上げます。

先ほど御挨拶いただきましたが、この3月をもって勇退される方におかれましては、長い間県政の発展のために御尽力いただきましたこと、心から敬意と感謝を申し上げたいというふうに思います。御勇退後も県民の一人としてお力添えをいただきますように、よろしくお願いいたします。

最後になりましたが、委員各位並びに執行部の皆様の今後のますますの御健勝と御活躍を御祈念申し上げまして、御挨拶に代えさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

次に、前田副委員長からも一言御挨拶をお願いします。

○前田敬介副委員長 御挨拶を申し上げます。

この1年間、吉田委員長の下で委員会の運営に努めさせていただき、委員の皆様には、御指導、御鞭撻本当にありがとうございました。そして、執行部におかれましても、真摯に対応していただき、本当にありがとうございました。

皆様には、この委員会で議論されましたことを踏まえ、本県農林水産業を支えるべく各施策に一層推進、御尽力いただき、さらに熊本が発展していきますよう心から祈念申し上げます。お礼の御挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

○吉田孝平委員長 以上で終了いたします。

午後0時31分

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

農林水産常任委員会委員長